

1. 議事日程

〔平成23年第4回安芸高田市議会12月定例会第6日目〕

平成23年12月13日  
午前10時開会  
於 安芸高田市議場

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。(19名)

1番	前 重 昌 敬	2番	石 飛 慶 久
3番	児 玉 史 則	4番	大 下 正 幸
6番	水 戸 眞 悟	7番	先 川 和 幸
8番	山 根 温 子	9番	宍 戸 邦 夫
10番	山 本 優	11番	前 川 正 昭
12番	秋 田 雅 朝	13番	赤 川 三 郎
14番	青 原 敏 治	15番	金 行 哲 昭
16番	入 本 和 男	17番	今 村 義 照
18番	亀 岡 等	19番	塚 本 近
20番	藤 井 昌 之		

3. 欠席議員は次のとおりである(なし)

4. 会議録署名議員

8番 山 根 温 子                      9番 宍 戸 邦 夫

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(20名)

市 長	浜 田 一 義	副 市 長	藤 川 幸 典
教 育 長	佐 藤 勝	総 務 部 長	沖 野 文 雄
企画振興部長	竹 本 峰 昭	市 民 部 長	新 川 昭 夫
福祉保健部長兼福祉事務所長	武 岡 隆 文	産 業 振 興 部 長	清 水 勝
建設部長兼公営企業部長	河 野 正 治	教 育 次 長	沖 野 和 明
消 防 長	光 下 正 則	会 計 管 理 者	森 川 薫
八千代支所長	藤 本 宏 良	美土里支所長	小笠原 義 和
高 宮 支 所 長	藤 井 静 雄	甲 田 支 所 長	益 田 茂 樹
向 原 支 所 長	岡 崎 賢 志	総 務 課 長	杉 安 明 彦

行政経営課長 西岡保典 政策企画課長 山平 修

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名（4名）

事務局長	立田昭男	事務局次長	外輪勇三
主査	森岡雅昭	専門員	藤堂洋介

~~~~~○~~~~~  
午前 10時00分 開議

- 藤井議長 それでは皆さんおはようございます。ただいまの出席議員は19名です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

~~~~~○~~~~~  
日程第1 会議録署名議員の指名

- 藤井議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により議長において8番山根温子さん及び9番 宍戸邦夫君を指名いたします。

~~~~~○~~~~~  
日程第2 一般質問

- 藤井議長 日程第2、昨日に引き続き一般質問を行います。一般質問の順序は通告順といたします。質問方法は一問一答方式とし、1議員当たり質問時間は30分以内でございますが、執行部からの逆質問に対する答弁は持ち時間には含まれません。なお一つの質問を終え次の質問に移る場合は、次の質問に移ります等の発言をし、明確にわかるように願います。それでは質問の通告がありますので、順次、発言を許します。

15番 金行哲昭君。

- 金行議員 おはようございます。15番、政友会 金行哲昭でございます。通告のとおり順次、市長並びに教育長に質問させていただきます。

まず初めに、地域主権に向けての取り組みについてでございます。地域主権改革は、中央集権体制の今までの役割を終え、新しい体制への取り組みが求めています。それが地方分権であり、地域主権社会の実現ではないでしょうか。今まで第1次分権改革と言われる2000年の地方分権一括法、2007年には地方分権改革推進法の施行により地方分権改革推進委員会が設置され、2011年8月地方分権推進計画に基づき地域主権一括法が国会で成立されました。どれだけ国、県からの権限移譲が進んだか。どれだけ自主的経営改革がなされているのか。再スタートが切られたのではないのでしょうか。市の地域主権社会を実現するためには、自立責任経営の考えが問われる時でございます。市長、議会、市民がそれぞれ自立することを使命としたことに考える、一言はないと私は考えます。

そこで地方主権に向けて地域主権地方分権にあたって現在までの課題と取り組みについて、市長にお伺いします。

- 藤井議長 ただ今の質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

- 浜田市長 おはようございます。ただ今の金行議員の御質問にお答えをいたします。地域主権に向けての取り組みについての御質問でございます。

国においては、従前の「地方分権改革」という名称から、現在は「地域主権改革」という名称に変え、地域の自主性及び自立性を高めるための改革を推進しております。

具体的には、本年5月2日に公布された第1次、また8月30日に公布されました第2次地域主権改革一括法により、来年4月に向け必要な準備を行っているところであります。その内容は、来年4月に新たに条例を制定すべきもの3件、既存の条例の一部改正に係るものが3件。さらに来年4月に施行すべきものうち1年の経過措置があり、平成25年4月の施行を目指しているものが11件、合計17件が新たに制定または一部改正が必要なものでございます。

特に、今回の一括法は、義務づけ・枠づけの見直しにより、これまで法律で規定されていたものを、各自治体で一から条例を制定しなければならないものなどが多数あり、これまで以上に、法制執務能力や政策形成能力、また条例制定についての知識やノウハウなどが求められることとなりますので、準備に万全を期すことはもちろんのありますが、職員の能力開発にも今後力を入れていかなければならないと考えております。以上、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

金行哲昭君。

○金行議員 まさしく今答弁にございました地方分権にあたって、地域主権にあたって職員の能力、また職員ではなく我々議員の能力も問われることだと思います。それを踏まえまして、次の質問にまいります。

地域主権に向かって職員の採用でございます。年齢のバランスからの組織の継続が強調され、社会、経済、産業等の情勢から最も求めなくてはならないことは専門職ではないでしょうか。専門的、技術的な思考能力を持った必要が私は必要になってくるのではないかと考えます。

例えば、農林業、福祉、IT、防災、観光にいったところというのではないのでしょうか。そこで地域主権に向かって専門的な職業が必要と考えます。決して私は一般採用が悪いとは言ってるんじゃないで、それに何ぼかの専門職の職員も必要ではないかという考えです。市長のお考えをお聞きします。

○藤井議長 ただ今の質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 職員採用基準について、特に一般行政職だけでなく専門的知識を持つ職員の採用が必要ではという御質問でございます。

市町村合併以降、地方分権から地域主権の流れの中で、地方自治体職員には、より高度な専門性が求められるものと考えます。しかしながらこれらの動きの中には、財源が伴わないものも含まれることから、今後の課題であるとも認識をいたしております。

現在、職員の採用にあたっては、消防吏員を除いては一般行政職員のみを対象としており、職員定員適正化計画に基づき、特に団塊の世代の

大量退職への対応や、合併後職員採用を控えたことによる職員の年齢構成の歪の是正、障害者雇用促進法に基づく法定雇用率の堅守などを主な視点として、採用の実務を行っているところであります。

今後におきましてもこの方針を踏襲することとし、専門的な知識や技術の習得については、職員の研修を通して実施すると同時に、必要な業務があれば外部委託を推進することにより対応すべきと考えております。

例えば現在進めております、水道事業の包括民営化や、保育所における民間活力の導入も、この流れの一つであると認識をしておりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

金行哲昭君。

○金行議員 今回の職員の採用に関しての答弁に対してですが、市長、採用は一般の県のレベルでやって、2次試験は面接等々も行われるということでやっていますが、私の考えは面接での専門的なことの分野でお聞きして、かなりのウエートを占めるということの方向づけというか重みということですか、それを加えた方向で専門職的なことの質問の中で加えるということでは考えてるが、その点はどうか考えておられますか。お聞きします。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 一般的に小さい市町では、例えば、農業職とか土木職を専門的に雇うことは人事を固定化してしまうので、職員には広く汎用性を求めるわけでございますけど、議員御指摘のように、ある程度専門的なことも考えられます。職員の面接にあたっては、やっぱり専門的といっても即対応できるか、できばき事業に推進できるかということを見てますので、そこら辺をしっかりとすれば、どの事業にも対応していけると。ただ法律的なこととか、そういうことは一般的な常識なのでやっぱり踏まえてもらっかないといけんと。高度な技術につきましては、例えば、専門職を雇うよりかお金を出してそういうものに委託をしていくというのがベターじゃないかと考えております。面接はその本人にやる気があるかどうかということを中心に見てますので、御理解を賜りたいと思います。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

金行哲昭君。

○金行議員 やる気というのは当然のことであって、当たり前のことでございます。私が言うのは、やる気があれば専門職でなくても専門職の分野に行けばその専門職になれる、やる気ですよね。そこらがあればいいと。

そこで次の質問にまいります。地域経営、組織全体の目的意識また我が市のトップの意識がいろいろな職員の適切な活動ができる課題、的確に対応する人材等々がございます。そこらの組織強化にあたっての人材をどのように実態把握をされておるか、お聞きします。

○藤井議長 ただ今の質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 行政組織の実態について、特に地域経営をするための自覚と責任感を持った人材の必要性についての御質問でございます。

議員御指摘のとおり、これからの地方自治体及び自治体職員に求められるものは、行政運営から行政経営への視点の転換であると考えております。限られた経営資源である「もの」「金」「人」を有効かつ効率的に使い目的を達成するためには、限りなく民間に近い感覚を持って、いわゆる行政を経営するという意識を持った職員を、人材として育成することが必要であると痛感をしております。

基本的には、「安芸高田市人材育成基本方針」に基づき、さまざまなメニューにより職員研修を充実する中で、こうした人材を育成することとしておりますが、一方では、かねてから全庁的に取り組んでおります行政評価シートによる事務事業の管理や、目標管理制度による事務事業達成度の確認、今後全職員を対象に導入を計画している人事評価制度の構築なども、ある意味、日ごろの業務や取り組みを通して経営感覚を養う一つのツールとしてとらえているところであります。

また今後におきましては、市独自の研修として私や副市長、教育長で直接職員に語りかける中で、指示や指導をしまいたいと思います。

いずれにいたしましても、こうした取り組みを継続しながら、政策形成能力の向上と民間に負けない経営感覚を持った人材の育成に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

金行哲昭君。

○金行議員 まさしく職員だけじゃなく、我々議員も初め言いましたように、地方主権に向かって国や県に、県がやってきたことだから国がやってきたことだからとはね返すことはできない。私たちも議決権を持っております。そこらも深くかみしめながら、今からの地方主権に向かっていかなくてはいけないと考えてます。

次の質問にまいります。学校視察で感じたことですが、教育長にお聞きします。

文教委員会で11月30日と12月2日に小学校を訪問しまして、昨日は同僚議員の中で中学校の件は非常にいろいろなことがあるというのがございまして、諸問題いろいろ出ましたが、委員会で私たちが行ったところでは非常に子どもたちが、おはようございます、こんにちとはあいさつをしてくれて非常に気持ちがいい学校訪問でございました。すくすく伸びているんだなということです。今回の2問目でも質問しますが、いろいろな先生からのあれも出ておりましたが。

まず1問目に家庭、地域、学校の3つの場がそれぞれの役割を果たしていく、これが理想の環境教育だと私は思います。家庭では親が一番の教育者でございます。特に愛情を深め触れ合う教育環境でやることが望ましく考えます。学校では教師が一番でございます。特に厳しく教育環境をやって、家庭とは異なり集団の生活に営む場所ではないかと思えます。

また地域では地域での生活すべての人が交わる、お年寄りから若い者からいろいろな地域全体は地域を学ぶ総合的な教育環境ではないかと思うわけでございます。

そこで、安芸高田市における学校教育ではなく、家庭教育、地域教育をどのように思われているか、教育長にお聞きします。

○藤井議長 　ただ今の質問に対し、答弁を求めます。

教育長 佐藤勝君。

○佐藤教育長 　家庭教育、地域教育から受ける子どもたちへの影響についての御質問でございます。

家庭での教育は、子どもたちに、基本的な生活習慣、自立心、他人に対する思いやり、善悪の判断などの基本的倫理観、社会的なマナーなどの基礎をはぐくむものであり、すべての教育の出発点でございます。しかしながら、全国的な傾向と同様、当市においても、保護者の過保護、放任、教育への無関心等によって、本来ならば家庭が担うべきところを学校が肩がわりをしなければならないことがあるのも実態であります。子どもの教育については、第一義的責任は家庭にあり、家庭の教育力の安定なくして子どもたちの心身ともに健やかな成長は望めません。

そこで、教育委員会としては、保護者が役割や責任を自覚し子育てに取り組むことができるよう、学校教育や社会教育で家庭教育に関する研修会を実施し、家庭の教育力の向上に努めてまいりました。また、家庭教育支援員を配置していただき、保護者の子育てに対する助言、必要に応じた福祉等の関係機関との連携を図ること等を行い、家庭教育への支援を行っているところでございます。

今後も、子どもの教育につきましては、学校はもとより学校、家庭、地域がそれぞれの役割と責任を自覚し、相互に連携を図り、協力して子育てに当たる「協育」の充実深化を図ってまいりますので、御支援を賜りますようお願いいたします。

○藤井議長 　以上で答弁を終わります。

金行哲昭君。

○金行議員 　そうですね。家庭、地域、特に今の答弁には家庭の大事さを強調されましたが、今、家庭を支援と言われましたんですが、支援を行わなくてはいけないというところにまた問題があるかと思えます。余りにもそのことによって家庭が、先生に任せとけばいいとか、それをそいつに任せとけということにならんとも限りません。そこらの考え方は持っていかなければいけないと私は思うんです。その点、教育長はどう思われますか。お聞きします。

○藤井議長 　答弁を求めます。

教育長 佐藤勝君。

○佐藤教育長 　安芸高田市では、今後の学校教育含めて生涯学習のあり方について、教育振興基本計画というものをつくって、それぞれの学校あるいは生涯学習における家庭教育、あるいは地域の教育力という意味ではスポーツ

の振興、文化の振興についての努力をする方向性を示してまいりました。中でも、先ほどは家庭教育のことを指標には述べておりますけれども、学校教育の中で学校と学校がともに手をつないで子どもの育ちをつなぎ、教育をつないでいくということは特に大切な内容でございます。

今、安芸高田市では冒頭申し上げましたように、協力の協に育てるということで、「協育」ということを念頭に置きながら指導をしておるところであります。これは今から申し上げますのは12月7日の吉田中学校の学校便りを一つの例として取り上げてみたいと思います。

この学校便りはこういうようなもの、こうなっておりますが、どこの学校も学校便りを出しながら校長として子供の姿をどう見ておるか、あるいは学校ではどんなことをしておるか。地域の皆さんもこの学校の様子を見ながら一つ協力をお願いしますというような学校便りを出しておりますが、この12月7日の学校便りを見ますと、小学校と中学校の連携についてペーパーで述べております。それは具体的なもので申し上げますと、小・中で目指す子供像を一本化して考えておるんだということが一つございます。もう1つは中学校の生徒を小学校に行かせたり、中学校の先生が小学校へ出向いたりしながら中学校教育を理解してもらうんだと。その中で家庭教育のことをこれは触れておるわけでございますが、4人の生徒を吉田町内のある学校へ行かせたと。その中で、行った4人は決して小学校時代はいろんな面で課題のあった子どもだったけれども、しかしその子どもを選んだのは中学校に入って全く変わってきたからその子どもを選んだんですということでございます。6年生を終えて、先輩からのメッセージということで話をしたそうでありますが、選ばれたその子どもの中での原稿を見ておると、実は小学校時代、自分はいろんな面で厳しい学校からの指導も受けておったと。友達にも迷惑をかけたが、親は1回も自分の子どもがやったことについて言いわけをしないで、ただただ頭を下げてすまんことをしたということでおわびを言うてる姿を見て、自分は二度とそういうことはさせないというように思ったから、このように変わってきたんだということを書いていたようであります。今度12月15日に小学校に行つてそのことを伝えるようでありますが、そのように学校も一生懸命やりますが、学校と地域が結んで、そして子どもを育てるという意味では、青少年の健全育成ということで、先般は子供育成フォーラムというものを教育委員会と青少年健全育成の安芸高田支部、それから子育て支援センターで一体でやらせてもらいました。私はその中で中学校の意見発表もありましたけれども、そういうことを絶えず繰り返しながら進めていくことが、健やかな子どもを育てる一番大きなエネルギーになっておるのではなかろうかなと思います。

次に、学力ということと合わせて子育てにつきましては、また学習補助員の質問もあるようでございますので、そこで述べさせてもらいたいと思います。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。



金行哲昭君。

○金 行 議 員

教育長のその考え方はよくわかりました。

次の質問に移ります。まず市長にお聞きします。学習補助員の件でございます。この学習補助員の件は、市長が就任されて、安芸高田市の子どもの学力を伸ばさにかいかんいうことでやられたことが、学校の成果も私が学校訪問をした限りは成果も十分出ていると感じました。まあそれは、それだけの人をかけるのだから、その成果も出ると思います。そこらの考え方、そこらのありを市長にお聞きします。

○藤 井 議 長

ただ今の質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜 田 市 長

学習補助員につきましては、非常に市民の方々、学校からも成果があったと報告を受けております。できれば、中学生にもちゃんとしていきたいと思ってるんですけども、これは財政との絡みなどで、まずは小学校を重視させてということでございます。非常に教育長のほうから、英語、国語とかこういう県下的にもハイレベルになったと聞いておりますので、この事業につきましては、今後も継続していきたいと思っております。詳細にわたっては、教育長が答弁いたしますのでよろしく願いいたします。

○藤 井 議 長

以上で答弁を終わります。

金行哲昭君。

○金 行 議 員

学習補助員については市長のマニフェストにも出ているような、学力向上ということで成果が出たものですが、専門分野でございます教育長、また担当のほうですが、学習補助員について、私たちが見ても成果が出てる、数字にも成果が出てるのは目に見えてます。今市長が言われたように、学力にお金をとということで余り引っ込み思案になってはいけないと思うんですが、その点、教育長はどう思われますか、お聞きします。

○藤 井 議 長

答弁を求めます。

教育長 佐藤勝君。

○佐藤教育長

この学習補助員の制度につきましては、まず市長のマニフェストにもありましたように、学校の先生方が非常に苦勞をしておられると。何としても子どもたちの学力をつけるためにできることをやりたいということで、県内でも珍しい取り組みであるし、よそも何とかまねることができるならそのようにしたいという要望のあることとございますが、まずはもう少し説明いたしますと、平成20年度より市内小学校へ配置していただきました。平成21年度までは、つまずきが大きくなると思われる3・4年生を中心に、吉田小学校には2名、他の小学校に1名ずつを配置しておりましたが、平成22年度からは、配置学年につきましては学校実態をもとに運用することとしました。その間、学校からは、子どもたちの「学習補助の先生がいると、国語や算数の授業でわからないとき、助かる」という声や、保護者からは「子どもの役に立っている」という声が上がってきております。また、学級担任からも、進んで発表し始めた

児童や落ちついてきた児童、家庭学習の時間が増加してきた児童など、学習意欲の向上や、学習習慣の定着に関する成果が報告されております。小学校5年生を対象に実施されている、広島県「基礎・基本」定着状況調査においても、60%以上の正答率の児童が、平成19年度は国語61.9%、算数85.5%であったのに対し、今年度は国語94.9%、算数95.3%と、著しい伸びを見せております。同時に、30%未満の児童は、国語、算数ともに大きく減少しているという結果が出ております。そういった成果を踏まえまして、今年度は、小学校1年生がスムーズに学校生活に適應できるよう、31名以上の小学校1年生の学級に入門期加配としての学習補助員を、新たに配置させていただきました。

今後も、学校の実態、児童の実態を踏まえ、より効果的な配置・活用ができるよう改善を加えながら、学習補助員の配置を継続させていただきたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

なお、この子どもの学力につきましては、広報あきたかたの12月号にグラフ等で成果を示しながらこういう形で市民の皆さんにも学力の状態やら課題等について説明をさせてもらっておりますので、皆さんにごらんいただきたいと思いますとおるところであります。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

金行哲昭君。

○金行議員 子どもは地域の宝であり、将来の安芸高田市の展望を担う子どもです。勉強ばかりがいい、点数がいいことではなしに、私が言ったようにつくづくあいさつもでき、返事もでき、非常に気持ちのいい子ですので、学習補助員を踏まえ、切にその補助員がそのまま伸ばすように、市長、教育長にお願いし、私の質問を終わらせていただきます。

○藤井議長 以上で金行哲昭君の質問を終わります。

続いて通告がありますので、発言を許します。

8番 山根温子さん。

○山根議員 8番、無所属 山根温子でございます。通告に基づきまして、大枠4点について質問させていただきます。

まず1点目、光ファイバーについてでございます。光ファイバーの整備については、平成22年12月そして本年6月の定例会において一般質問を行ってまいりました。12月には整備方法と利用目的、利用者負担について。6月にはその整備目標とIP告知端末を選んだ理由。そしてインターネットの加入率予測と利用料の設定。さらには高齢者をサポートできる広域医療への利用の可能性についてお尋ねいたしました。この1年間で整備方法は、FTTH（ファイバー・トゥ・ザ・ホーム）、光ファイバーによる家庭向けのデータ通信サービスと一部無線でのデータ通信サービスとされ、端末は双方向の通信が可能な画面つきのテレビ電話機能がついたIP告知端末を選定されました。この間既に全国的にも光ファイバーを使った光の道は整備も大かた終えたという見方があり、国の補助については厳しいのではないかと感じておりましたが、担当部、担

当課の職員の方々の奮闘もあり国から総額10億3,300万円の補助がされることとなりました。

12月11日に開催されましたテーマ別懇談会において、停電地にI P告知端末が使えるかについての質問が出ておりました。6月の一般質問において私も被災時の断線、停電についてI P告知端末は電池によるバックアップがなく、また緊急持ち出しができない。一方FM告知端末というものは電池によるバックアップができ、緊急時に屋外に持ち出せ、ラジオ機能も備えている。その上でのI P告知端末選定の理由を質問させていただきました。

市長より、I P告知端末は双方向機能を有していることから汎用性に富み、情報端末を活用した将来の行政サービスの拡充を考慮した結果、I P告知端末を選定した。また、機械は万能ではないことから災害時などの伝達手段については、マンパワーなどの自主防災組織の皆様方に頼らざるを得ないとの答弁をいただきました。テーマ別懇談会においても質問された方に、議会においても同様の質疑が行われていることが伝わればもっと御理解いただけたのではないかと感じております。

このようにこれまで議会に対しては、所管の総務企画常任委員会及び全員協議会に対して、適宜、経過報告をされ、先般は端末を使つての実演も見せていただいております。40億円というこの大きな事業をこの短時間によくぞここまで動かしてこられたと思います。この情報通信基盤の整備により、市の情報通信環境は飛躍的に拡大するものと考えますが、これには市民の皆様に使っていただくというこの事業の一番のめざすところがそこまで来ております。今回の質問では、この市民の利用について、3点お尋ねいたします。

まず1点目、I P告知端末設置にかかる費用負担と設置後の利用負担についてお尋ねをいたします。

○藤井議長 ただ今の質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただ今の山根議員の御質問にお答えをいたします。光ファイバー網の整備に伴う、I P告知端末設置に係る費用負担と設置後の利用負担についての御質問でございます。

現在計画いたしております、光ネットワーク整備事業は、情報格差の是正及び市内の情報伝達手段の統一化を図ることにより、当市におけるブロードバンド環境をより豊かなものとし、市民の皆様のご利便性の向上、若者定住、地域及び企業の活性化等、将来に展望のある安芸高田市を創出することを目的として情報通信基盤の整備を行うものでございます。

各世帯に配備する、I P告知端末機は、現在、情報伝達手段として利用しております、有線放送及び防災行政無線の代え機能として整備するものであることから、基本的には、市の経費により整備することを考えております。なお、インターネットサービスを御希望の方は、パソコン周辺機器までの宅内配線工事費は自己負担となります。

設置後の利用料金につきましては、I P告知端末の行政情報は基本的に無料とし、農事放送サービスを御利用の場合には、現在のJ A有線放送利用料金（月額1,120円）を下回る価格で御利用頂けるよう考えております。

なお、I P告知端末は、J Aの有線放送の代がえ機能を果たすことから、サービス内容、利用料金等につきましては、今後J A等関係機関と協議して内容を調整する計画としております。

また、インターネットサービスにつきましては、上り下りの基本的な速度を、100M b p sで計画しており、他社と比較しても安価な料金となるよう予定しておりますので、御理解と御協力を賜りますようお願いいたします。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

山根温子さん。

○山根議員 費用負担と利用負担についてお答えをいただきました。設置にかかる費用負担は基本的にはゼロ、無料ということによろしいでしょうか。設置については1世帯あたり1台設置ということにされているという説明も以前伺っております。

先ほどの市長の説明では、インターネットの宅内配線は自己負担ということですが、ここで一つありますのは、11日に説明がありました中で、VOD（ビデオ・オン・デマンド）の行政情報提供もされるということで、このビデオ・オン・デマンドっていうのは視聴者が見たい時にさまざまな映像コンテンツを視聴することができるサービスで、テレビとつながるということだと思いますけれども、このテレビとつながる配線というものについては個人負担となるかどうか。ここのところのお答えをいただきたいと思います。

○藤井議長 答弁を求めます。

企画振興部長 竹本峰昭君。

○竹本企画振興部長 先ほどの山根議員の御質問にお答えします。VODを利用する場合の基本的なテレビ等の配線につきましては、基本的には個人の有料のものと考えております。以上です。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

山根温子さん。

○山根議員 高齢者世帯が多い中で、テレビを楽しみにされてる方もいらっしゃいます。やはりしっかりと行政放送を大きな画面で見させていただく、馴染んでいただくということに関しましては、こういうことも皆様には有料だけれどもつけたほうがいいよというような広報が必要ではないかと思っております。

さらに無料に関しては行政告知サービス、市内の告知端末同士の通話、そして安心電話サービス、そして先ほど言いましたVODの行政情報提供に関しては無料でされるという認識でよろしいでしょうか。

○藤井議長 答弁を求めます。

企画振興部長 竹本峰昭君。

○竹本企画振興部長 先ほどの有線電話等、地域内のIP告知端末を使った電話等については無料。その中で先ほど議員の中にありましたVODにつきましては、これは今いわゆる事業者との協議になっていくわけですが、これは有料となるというふうに我々は考えさせていただいております。以上です。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

山根温子さん。

○山根議員 VODについては有料ということで、わかりました。

設置後の利用負担についてですね。先ほど市長から御説明がありました利用料金についてはJAの農事放送に関しては今現在有線で放送されております月額1,120円ということで、私も6月に高齢者世帯、年金世帯に対してはこれ以上の出費が上がるようなことになれば厳しいので、しっかりとそこところは配慮をいただくようにと申し上げておりました。市長のお答えからは、月額1,120円を下回るような形で考えているということで少し安心しております。またそれプラス、インターネットを使われる方にはインターネットの利用料はもちろんついてきますし、IP告知端末自体が電子機器ですので、これを使うことによって電気で動くわけですから電気代がかかると受けとめさせていただいております。こういう費用についてはやはりかかるか、かからないかというところは市民の方、関心をお持ちのところだと思いますので、しっかり広報の中で言っていたきたいと思います。

次に2点目の設置に向けての市民への広報についてお尋ねいたします。このたび広報あきたかた12月号であきたかた劇場「光ファイバー整備ってなんじゃ」と題して4ページもので解説をされており、これについては私の耳にも読みやすくわかりやすかったという声が入ってきております。設置に向けての市民への広報は今後どのように行われるのでしょうか。お尋ねいたします。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 先ほど料金につきましては、他の市町、これも設置をされているところと比較しても、決して引けを取らないように安いと思っておりますので、御安心を賜りたいと思います。そういう方向で検討しているところでございます。そのことが一番後から実施した、一応よかったということにしていきたいと思っております。できるだけ市民の皆様方の負担を抑えていきたいと思っております。

設置に向けての市民への広報についてでございます。光ネットワーク整備事業に伴う各世帯へのIP告知端末の配備等、市民の皆様への周知、御理解につきましては、市の広報紙への掲載やパンフレットの配布と共に、今後、担当職員等が各地域に出向き、説明会を開催することとしております。

また、地域等で開催されるイベント・行事の際にも、一角をお借りし

て周知、啓発、御理解を頂けるよう努めてまいりよう計画をいたしております。I P告知端末は告知機能のほか、双方向機能を具えており、将来的にも福祉医療や産業・教育分野などへの多様な活用が十分に期待できることから、市民の皆様に整備の趣旨を御理解いただき、全世帯の方にI P告知端末機を設置頂けるよう、各地域単位での説明会を開催するよう計画しておりますので、御理解と御協力を賜りますようお願いいたします。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

山根温子さん。

○山根議員 広報誌、パンフレット、また担当職員が地域に出向き説明するとおっしゃいました。

私、近隣の自治体で先行的に設置をされた自治体の担当者の方とお話をするところがありまして、その時にいろいろ聞かせていただいたんですけども、そこでもやはり各地域、本当に小さいところまで入って説明をされてきております。その説明をされた中で声を聞かせていただいた中で、これが大切ですよと言われたことがございます。それは市の職員一人一人が説明できる、そういった体制で臨んでいくことが必要であると。もう本当に現在いらっしゃる職員の方すべての方が基本的な知識、使い方知識を持たれて、本当に身近なところから広げていっていただく、それが必要だと感じて帰りました。ぜひそういうところを市の職員対象の研修会等をしっかりと、一人一人の説明の力をつけていただきたいと思います。それについては市長どのようにお考えでしょうか。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 貴重な御提言ありがとうございます。先般、幹部会でも今の市の職員がこのことに限らず、いろんな多文化共生とかいろんな行事をやってますけど、市民総ヘルパーとか、それを職員一人一人がしっかり把握してから対応しないと一般住民の方にわからないよという意識統一をしたところでございます。職員への研修、教育についてはしっかり頑張っていきたいと思っております。このことが住民の方に周知すべき一番の近道じゃないかと思っております。

それから去年あたりお太助ワゴンで職員が啓発として進んでやってもらってるんですね。非常に好評だったので、そういうことも踏まえてわかりやすく、活字が苦手な人にもわかるような手法をとってできるだけ多くの市民の方にケアするように考えていきたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

山根温子さん。

○山根議員 それでは3番目の質問にまいります。「使いやすく、使って便利な端末とするため」には、利用する身になって考え、利用する環境への配慮が必要だと思います。

先日の端末を使った実演において、管理運営事業者のほうでもいろいろと工夫されているのを聞きましたが、使いやすく、使って便利な端末とするためには、どのようにお考えでしょうか。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただ今の、使いやすく、使って便利な端末とするためにはいかにするかという御質問でございます。

I P告知端末機は、音声での情報発信のほか、モニター画面により文字や動画、写真、地図などを添付でき、わかりやすい情報を提供できる機能を持つとともに、双方向、I P電話、テレビ電話機能も備えております。また、放送を聞き逃した場合でも、後から再受信できる機能や、グループに分けた情報発信が可能であるため、指定した地域内の方だけのお知らせや連絡などが可能となります。

操作は、モニター画面でのタッチパネル方式で、最新鋭の基本ソフトが導入してあります。若い世代の方は、携帯電話と同様に操作になじみやすい機器となっております。多機能、多目的、かつ汎用性、拡張性に富んだ機能を具えている半面、お年寄りの方には、操作になれが必要となる場合が想定されます。

I P端末機器の配備の際には、操作手順書をわかり易く工夫し、内容を充実すると共に、I R U・運営事業者と調整し、サポート体制も万全にするよう考えております。また、使って便利な端末とするためには、市民の皆様が望まれる情報を、素早く的確に、かつわかり易く提供できることが必要となります。

今後の運営に際しましては、速報性の機能を生かし、最新の情報をお伝えするとともに、情報の内容を充実させ、市民の皆様の利便性の向上と情報の共有化を図りたいと考えております。光ファイバーを利用した情報通信網は、時間と距離を超越することで、地理的、空間的な制約を克服できるツールとして、将来的な活用能力は極めて大きいものがございます。

いずれにいたしましても、現世代はもちろんのこと、将来の安芸高田市を担う若い世代の方にも魅力がもてる安芸高田市を目指して、光ネットワーク整備事業を推進してまいりたいと思っておりますので御理解を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

山根温子さん。

○山根議員 大変高機能な端末ですから、使えればとても便利でございますし、しっかりと使っていただきたいところでございますけれども、使われる方はやはり高齢者という方も多いところから、管理運営事業者の方が工夫されていまして工夫される方は若いので、しっかりと実際に使われる方に使っていただいて、声をいただくということも必要ではないかと思っております。端末のソフトウェア、プログラムについてもタッ

チパネルの中のボタンなどの大きさ、また画面構成、どうやったら切れるのか、ほんとに電気製品、ひどい場合はボタンを押すのがわからないからコードを引っこ抜いて切ったというようなことも身近に体験しておりますので、そういうところもしっかりと踏まえながらやっていただきたいと思います。

さらに機器だけではなくて、その周辺、電話番号について、先ほども申し上げました近隣自治体の担当者の方とのお話の中から、この電話番号をいかに決めるかということが大きい問題でもあるということをお聞きいたしております。

現在、有線は有線番号簿がありますけれども、電話帳というものを、もし別の電話番号にするのであれば、また一から電話帳をつくらなければいけない。今までなれ親しんだ電話番号でそれを使うことができない状況が出てきます。またさらに言えば、消防やお太助ワゴンなどに登録している機械に、もう入力してあるものを一からまた入力し直さなければいけないということも起こってくるものでございます。NTTと同じ番号にできれば、電話帳をつくらなくてもいいし、電話帳に載せるのも嫌がる方もいらっしゃる、そういう中で皆さんにすぐにでも使っただけということから考えますと、使えるのであればNTTの電話番号を使うことも一つの提案とさせていただきたいと思います。これについては市長どのようにお考えでしょうか。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 今度このシステムによって、安芸高田市内の電話が無料になると思います。これまで以上に皆さんに使ってもらえるんじゃないかと思っております。

その反面、今電話番号を変えると非常に困難が起こるので、できるだけ現在ののが使えるような交渉をしていきたいと思っております。相手がおられるので、多分協力してもらえるとありますが、そういう方向で交渉していきたいと思っております。

老人の方々の操作ですけど、できればワンタッチで行けるような、先ほどスイッチを押すのをコードを外したと言われますけど、そういうことが余り起こらないように、老人の方でもシンプルな構造はこれからも考えていきたいと思っております。いずれにしても、このことによって情報がうまく皆さんと伝達できるようになり、今までより有意義な市となるように、また発展性があるようにしていきたいと思っております。

またもう一つ先ほどもございましたけど、市民の方々が求めておられるわかりやすい情報提供をするということをしっかりこの機器を使ってもらおうことだと思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

山根温子さん。

○山根議員 実際に使う側の身になって、使いやすく使って便利な、そしてやって



みようかっていう簡単に使っていただけるような端末とするための工夫をしていただきたいと思います。

では次にまいります。大枠2点目。男女共同参画社会に向けて。9月に一般質問において、平成21年4月1日施行の安芸高田市の男女共同参画推進条例に基づいた、毎年度の施策の実施状況を明らかにした報告書の作成、年次報告でございますが、この公表状況をお尋ねいたしました。初年度でもあり大変だったとは思いますが、21年度の年次報告が22年12月22日に審議会にかけられており、ホームページに載ったのは23年1月14日ということでしたので、報告を受けて次年度へ向けて反映させることができるように、平成22年度の年次報告の時期についてお尋ねしましたところ、市民部長は平成22年度の年次報告については10月にまとめるようにしたいと思っていると答弁されました。残念ながら昨夜確認いたしました。ホームページにはまだ載っておりませんでした。審議会の開催などを含めまして、平成22年度の年次報告はいつ頃となりますでしょうか、お尋ねいたします。

○藤井議長

答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長

ただ今の質問にお答えをいたします。平成22年度実施事業分の男女共同参画年次報告の報告時期についての御質問でございます。

事務事業評価シートを元に、各事業の男女共同参画推進状況について資料を作成中でございます。今後は、男女共同参画推進審議会を経て、平成24年1月には市民に向けた公表を行っていきたく思っております。年次報告の詳細につきましては、担当部長のほうから説明いたします。

○藤井議長

引き続き答弁を求めます。

市民部長 新川昭夫君。

○新川市民部長

補足説明でございますが、9月の議会で10月ということでお話をさせていただきましたが、現在そういった資料の整理中ということで、ただ今の答弁にありましたように、1月ということに予定をいたしております。中身につきましては、さまざまな課の評価の事業のほうに大変手間取っておりますので、それらの整理につきまして早急に審議会にかけまして、報告をしたいと思っております。

○藤井議長

以上で答弁を終わります。

山根温子さん。

○山根議員

結果的に21年度の年次報告と同じ状況で来年の1月ごろの公表となるということだと思います。このなかなか報告書の作成が進まないのは、どのようなことが原因として考えられますでしょうか、お尋ねいたします。

○藤井議長

答弁を求めます。

市民部長 新川昭夫君。

○新川市民部長

これまでの報告の状況がそれぞれ各庁舎内で事務事業の評価等、他の分野も行ってありますが、それとは切り離れた段階で別の時期にそうい

った評価の事務をしておったんがそれでございます、これを今後は時期をまとめて一緒の時期に評価をいたすという方向性を今考えております。そういう中で、今後におきましてはもっと早い時期に通常の事務事業の評価と同じ時期に男女共同参画の事業の推進につきましても、あわせて行っていきたいと考えております。そういう意味で職員のほうの意識が別にやろうという考えの中でこれまで進めておりましたが、一緒にやるということで御理解をいただきたいと思っております。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

山根温子さん。

○山根議員 原因についてお聞きしましたら、対策についてもしっかりと考えられているということで、私も職員と話をした中で行政評価、事務事業評価と別な時期に、夏ごろやっているということで、改めて集めるので遅くなっているという状況についてお聞きしております。別にやることによって意識が再度確認されるといういい面もありますけれども、かなり市政全般に男女共同参画というのはかかることですので、それを改めて集めるというのはなかなか大変なことだと思います。一時に、同じ時期にやれることが職員の負担もありますし、早く年次報告を公表されることは、広島県も7月末頃には公表されておりますので、そういう早く公表することによって情報交換も早くでき、せつかくですからこの報告から翌年へ反映させるという生かした使い方もできるようになると思いますので、来年度については早目の報告があがることを期待しております。

それでは、次にまいります。これも9月の一般質問において男女共同参画の取り組み状況、管理職における女性の割合で、安芸高田市は県内23市町のうち22位。下から2番目という状況をお示ししております。また平成22年3月に定例会を傍聴された方の次のような言葉も申し上げます。その言葉とは、「1議会44人中、女性は議員1人。3分の1は女性が席を埋めてもおかしくないと思うが、男女共同参画は機能していないと感じる」という言葉です。これは議会だより第25号にも傍聴記として掲載しております。この目で男女共同参画の観点からの人材育成、登用について市長にお尋ねしましたところ、市長は本人がやり切るかどうかというような逆に登用しても私ちょっと辞退させてくれとか、なかなか問題があると言われております。そして我々行政としても女性が参画できるような研修とか、これからも積極的に実施していきたいと思っていると答えられましたので、来年度に向けてのお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 「女性の参画を推進する研修などの積極的な実施」についての御質問でございます。

女性職員を対象とした研修について、9月定例会で山根議員にお答えをいたしました内容からの質問であろうかと思っております。基本的には広島

県自治総合研修センターが企画、実施しております研修をベースに、とりわけ将来の女性幹部職員を対象として設定されている「女性職員ステップアップセミナー」に積極的に参加させてまいりたいと考えております。

女性職員のステップアップについては、各市町共通の課題でありまして、そうした意味では研修センターにおいて、市町の要望により三日間の内容で、充実した研修を実施しているところでございます。本市といたしましても、平成18年以降、毎年2、3名程度継続して参加させているところであります。また、とりわけ本年は、先の市町村振興協会が実施いたしました北欧への研修に、女性職員を派遣するなど、女性職員のスキルアップには意欲的に取り組んできたところでございます。

いずれにいたしましても、あらゆる機会を通して研修を深めると同時に、登用した後は幹部職員を含め全体でフォローしていく環境と機運の醸成が必要と考えておりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

山根温子さん。

○山根議員 ステップアップセンターなど研修センターにしっかりと送り出して研修を受けさせている。そしてまた女性を1名、市長とともに北欧に行かされたというところで、女性を育成しようという気持ちを持って動かれているのはわかります。現在、市の職員430名のうち134名が女性であります。比率にして31.2%。これまで過去部長に登用された女性は1名、昨年度は課長が4名いらっしゃいましたけれども、早期退職等で今年度は2名となっております。課長以上の管理職69名中、女性は2名という状況です。

私が心配しますのは、この市の職員の中で女性の管理職が少ないということは下にいらっしゃる3割の方の女性職員たちが上司、自分の理想とする上司、こういうものをお手本となるロールモデルというんですけども、そのロールモデルになる先輩が少ないということは仕事の中での不安とか悩みとか、そしてまた女性としての家庭との両立、ワーク・ライフ・バランスとかそういうことについて、あの人はうまくやってるからああいうやり方があるんだなという、そういうロールモデルが少なくなることを大変危惧しております。

先日、役職ごとの女性割合を総務課に問い合わせましたところ、課長の下の主幹、主幹の下に課長補佐というのがあるそうですけれども、今年度女性はいらっしゃいません。係長クラスには68名中16名、23.5%。主査では76名中46名、60.5%が女性ということでございました。いらっしゃるんですね、係長クラス以下に大変たくさんの女性たちが。市長は女性職員の登用については消極的なところ、そして管理能力などへの不安をあげられておりましたが、これはこれまでの人材育成が効果を上げていないと言えるんだと私は思います。職員の3分の1にあたる女性職員

は明日の安芸高田市を支える貴重な人的資源でございます。自治体職員として政策形成過程において、人口の半分以上を占める女性の視点からの意見など組み入れるよう、しっかりと力を発揮してもらいたいという思いから、この場で言わせていただいております。そんな中で総務課に女性職員の職務内容が限定的になっていないか。職域の拡大はできているのかと問い合わせをいたしました。その解答は人材育成方針が出る前より女性職員の職務内容は限定しておりませんの一行でございました。限定していないから職域の拡大についても問題がないということなんでしょうか。私は大変おかしいと思います。

平成19年3月の安芸高田市人材育成基本方針には人材育成への総合的な取り組みについて、(2)として職員を生かす人事管理。その⑤として、女性職員の職域の拡大として積極的に進めますとあります。これ全文読んでみますと、人材育成基本方針では平成19年の時点で、性別による固定的役割分担意識等により、女性に意欲と能力があっても活躍しにくい職場風土があることも否めません。そこで新たな発想や価値観を行政に組み込み、課題に迅速かつ柔軟に対応し、バランスのとれた質の高い行政サービスの実現を図る上で不可欠なことから女性職員の職域の拡大を積極的に進めますと書いてあります。残念ながら総務課は問題がないとの認識のようですので、私のほうからいろいろ調査した結果、市において取り組まれることによって効果が期待できるのではないかとこの案を2つほど提言させていただきます。

まず1点目、女性職員意見交換会の開催でございます。これ岐阜県土岐市で平成20年にやってらっしゃいます。係長級以上の女性職員をメンター、これ助言者という意味ですけれども、メンターとして採用し、異動や昇格に関する不安などを話し合う。時間的にはランチオンセミナーとして行うこともいいのではないかと私としては思っております。2点目、先ほど言いましたお手本となるロールモデルによる座談会。これは横浜市が行っていらっしゃいます。

こういうものを引っ張り出したのは、平成21年2月に国が都道府県及び市区町村に対し、地方公務員における女性の採用、登用等に関する事例調査を依頼し、得られた回答から私が本市に導入して効果が出るのではないかとと思われるものを抜粋いたしました。今もインターネット上にありますし、平成20年の取り組みについて効果があったかどうかを調査なり問い合わせをされて、導入の検討をされればと思いますが、市長いかがお感じになりましたでしょうか。お尋ねいたします。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 貴重な御提言ありがとうございます。意見交換会、ロールモデルの座談会等、いずれの形にせよ、意見を交換できる場をこれからも持っていきたいと思います。今女性職員だけじゃなしに、一般の職員も1階と2階の温度差があるとか、他の課の事業がわからんとか非常に課題がござ

いますので、特に女性職員についてそういう意見を述べる場ができれば、積極的にこういうことも実施していきたいと思います。ありがとうございます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

質問の途中でございますが、この際11時30分まで休憩とさせていただきます。

~~~~~○~~~~~

午前 11時19分 休憩

午前 11時30分 再開

~~~~~○~~~~~

○藤井議長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

引き続き、発言を許します。

山根温子さん。

○山根議員 中段となりましたけれども、先ほど2点ほど提言をさせていただきました。女性の立場からして考えますと、やっぱりフルタイムで働く女性にとっては、家庭を持てば特に勤務時間が終わればすぐ家に帰るという状況もあります。またその中で男性のように飲みに行ってコミュニケーションを図り、上司とも話をするという機会も男性に比べたら女性は少ないと感じております。そういう中でしっかりと3分の1は女性なんですから、その職員としてこの安芸高田市に働かされている女性には生き生きと、そしてしっかりと積極性を持って仕事をしていただきたい。そのためには、今中堅どころでいらっしゃる女性の方々にも係長クラス、そういう方々にもしっかりと後輩に見せる姿をロールモデルとして上手に時間を使いながら、そして日常的な課題、また仕事上での課題を解決したその姿を見せ、そしてその知恵をしっかりとつないでいただけたらと思っております。

では、大枠3点目の農業委員会についてお尋ねいたします。これも9月の決算常任委員会において、農業委員会の事務関係について農家の方からの声を意見として出させていただきました。

農家の方から、現在の事務局、農業委員会の事務局体制では事務手続が窓口にてはかどらないことがあると。大変忙しい時間をぬって窓口まで来るんだけど、時間がかかることによって困っているという声があるということを決算常任委員会において出させていただきました。このときちょうど同じ時期に、農業委員会からも市長あてに、安芸高田市農業農村活性化に関する建議が出されており、その中に農業委員会組織の体制整備についても意見が申し立てられております。

改めて、農業委員会組織の体制整備についてどのようにお考えなのか、市長にお尋ねいたします。

○藤井議長 ただ今の質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただ今の議員の御質問にお答えをいたします。農業委員会組織の体制

整備についての御質問でございます。

本年度4月から事務局長と職員1名及び事務補助（非常勤職員）1名の3名体制で農地法に関する相談事業及び許可事務、農業者の経営安定のための、農業経営基盤強化法による農地の貸し借りの契約管理事務、農業者年金の促進を中心とした事務を行っているところであります。

農地法が平成21年6月に大幅に改正され、農地に対する基本的な位置づけが大きく転換され、農地法関連許可の迅速性、透明性、公平性及び食糧自給力の強化のための優良農地の確保、農地の有効利用対策等がさらに求められることになり、地域営農課等の農業関連所管部署と連携をさらに強化し、農業者経営安定のために事務を進める必要があるものと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

山根温子さん。

○山根議員 農業委員会の事務局体制は、平成16年から21年度までは4名体制でございました。21年事務局長がかわり、そして22年、23年と3年ともに1年で事務局長がかわっております。そして21年4名だったものが22年には3名、23年には2名、1名ずつ減にされ、それを非常勤の職員1名をつけることで補っておりますけれども、農地法の改正に伴い、相談業務も多く電話対応などがあると窓口での対応ができない状況がございます。臨時職員については23年度当初配置されていなかったという状況もございます。市民窓口においては、ワンストップサービスの対応をされながらT P Pへの参加など変化する農政の中で、農業委員会事務局の体制整備にも配慮されたいと思います。時間がありませんので、次にまいります。

最後4点目、小学校の規模適正化についてお尋ねいたします。これまでに市内13小学校での保護者説明会を終えられ、そして平日、土日の昼間や夜間、小学校区における地域説明会、さらには11日のテーマ別懇談会においても説明され、丁寧に対応されていると感じております。本日も夜間の説明会がございますが、しかし丁寧な対応の一方で、意見を聞き合意形成を図ると言われながら、保護者からの「条件を先に整えてもらわなければ議論できない」との意見には「今回は市として計画策定したものを保護者の皆様に説明して回っているのみです」と回答されております。合意形成を図るためには、統合によってどう変わるのかという情報の公開が必要と考えますが、合意へ向けた情報公開についてのお考えを教育長にお尋ねいたします。

○藤井議長 ただ今の質問に対し、答弁を求めます。

教育長 佐藤勝君。

○佐藤教育長 ただ今の山根議員の御質問にお答えをいたします。先ほども話がありましたけれども、平成23年度は基本的に市内小学校の保護者の皆様・地域の皆様に、市で策定いたしました学校規模適正化推進計画の周知を図る年度と位置づけて、説明会を行っておるところであります。市内13小学校保護者の皆様に対する説明を終えまして現在、小学校区を構成して

いる地域振興会単位で説明会を順次開催いたしております。

説明会における質疑内容につきましては、安芸高田市ホームページにおいて情報公開をしております。

現在は、小学校の保護者会における質疑内容を掲載しておりますが、地域における説明会の内容も掲載する予定にしております。主な内容といたしましては、「統合校を選定した理由について」、また「統合後の使用しない校舎の利活用について」、「遠距離通学の手段について」、「通学費の補助制度について」等の質問がございました。児童・生徒が急速に減少し、教育環境が大きく変化する中、教育効果を高め、21世紀の社会の要請にこたえる人材を育成するためには、学校規模適正化推進計画を円滑に実施していくことが必要であると考えておるわけでありませう。そのために保護者や地域の皆様と、児童・生徒を中心にすえた協議を真摯に進め、合意形成を図ってまいりたいと考えております。なお、もう一度申し上げますが、ことしは安芸高田市が作成いたしました学校規模適正化推進計画はどのような計画を持っておるかということについて皆様方に御説明をし、その中で意見が出ましたことを踏まえながら、またそれらについてのいろいろな取り組み、あるいは条件等についての御回答をさせていただく中で合意形成を図ろうと、このような段取りを進めておるということについて御理解いただきたいと思います。以上です。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

山根議員に申し上げます。質問時間が2分を切っておりますので、通告をいたしておきます。

山根温子さん。

○山根議員 教育長は合意形成、合意形成と言われております。9月21日所管の文教厚生常任委員会においても、私、資料の公表について合意形成のために資料の公表が必要ではないか、もっと進めるようにと委員として発言しましたが、対応されないで来ております。児童・保護者にとっては学校だけでなく家庭に帰るまでの生活時間はいかに安全に、そして勉学に励んで心身ともに健康で育ってくれるかという思いで、毎日送り出されていると思いますし、私も母としてそういう思いで見守ってまいりました。学校統合に向けてはそういった意味で先ほど言った教育環境整備、放課後の児童の生活時間をどのようにするかといった具体的な提示、青写真がないと、教育委員会が提示している規模適正化に向けた説明資料としては説明不足ではないかと思ひます。そして、評価基準についても統合します学校の評価基準についても、すべての項目の質問が出たところに限りましては、各説明会において発表させていただいておりますと。私が調べたところ2校の説明会において評価基準をすべて言われてますけれども、ほかのところでは言われてません。聞かれないと出さない、こういう体制ではないかと思ひます。これについて教育長いかがでしょう。

○藤井議長 答弁を求めます。

教育長 佐藤勝君。

○佐藤教育長 早口で言われたのでちょっと聞きのがしたところがあるかも知れませんが、問われたことについては説明したが、問われてないところについては説明をしていない、おかしいんじゃないかという質問だったろうと思いますが、基本的には問われることについて説明するのが基本でありまして、問われないことについて説明をしようとして時間が延びるということは、たいがい午後7時半ごろから始めますので、皆さんもお疲れだろうと思いますし、それ以外で不安に思っておられることがありましたら、できるだけお答えをさせてもらいたい。ただ市全体で考えなければならぬことについて、一つ一つお話をしていきましても、それではなかなか解決にはならなんでしょうと思います。先ほど申し上げましたことがどういうことかと言いますと、通学に関するスクールバスとか、あるいは通学に関する補助とかいうことだろうと思いますが、それはある程度の目安が立つという状況になりましたら説明をさせてもらいたいと思いますし、プランを出したいと思います。皆さん方にも御議論いただきたいとこのようにも思っておるところでございます。いろいろ意見を聴取していく中で、私が今思っておりますのは、この前のテーマ別懇談会の中でいろいろ説明をして回ったものでございますから、多分このことについて自分たちはどうであるという意見が出るんじゃないかどうかということも想定をいたしまして出席いたしました。出ましたのは意外とそうではなしに、跡地の利用とかというようなことでございました。保護者の皆様も地域の皆様も児童生徒が少なくなる中で、市としてのそういうふうな考え方を進めるということについて、真っ向から反対であるという状況ではないんではなかろうかなというように受けとめておりますが、しかし全部の説明会がまだ終了しておりませんので、軽はずみのことは申し上げられませんけれども、できるだけ慎重に、そして皆さん方の子どもさんが教育効果を上げるための取り組みを進めて、学校の適性配置について推進をしてまいりたいとこのように思っております。以上であります。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

山根温子さん。

○山根議員 意見がないのではなくて、出せないんです。青写真が見えないとちゃんとした具体的な意見が出せないと思います、私は。改めて申し上げます。しっかりとした青写真、地域ごとのいいですから、保護者、地域の方に出して行って、貴重な時間を割いて来てくださる方々には、しっかりとこれを質問したいというものを持って来ていただいて、協議を踏んで合意をしてください。以上です。

○藤井議長 以上で、山根温子さんの質問を終わります。

続いて通告がありますので、発言を許します。

10番 山本優君。

○山本議員 10番、会派絆の山本優です。通告に従いまして、市長に伺います。



まずその前に、私通告書にちょっとミスがございますので、訂正をお願いいたします。

通告文の最初にありますが、市内の面積が540ヘクタールと約540と書いてありますが、これは540平方キロの間違いでございます。よろしくお願ひします。それからもう1点、市の面積に占める森林の割合でございますが、これは私の計算間違いで約8割が森林面積でございますので、訂正をよろしくお願ひします。

それでは質問に移させていただきますが、昨日から大変お疲れのことと思います。昼前の、最初に読むようになるかと思いますが、よろしくお願ひします。

総合基本計画には森林、森づくりを推進し、森林資源の保全、造成に取り組みが必要であり、森林の多様な活用を図るとあります。また、安芸高田森林整備計画を策定し、取り組みの強化を図るとも記載されております。農林業の活性化と言いながらも、なかなか対策が見つからず、森林組合に全面委託しているのが現状だろうと思います。

今回の東日本大震災、福島原発の事故を踏まえまして、エネルギーに対する考え方が見直されているのが現状だろうと思います。エコで安心、安全なエネルギーが必要とされているところであります。

本市としましても、自然資源が豊富にある中、また財政がこれから厳しくなってくる中で、しっかりと自然資源を使った計画が必要となってくるのではないかと思います。そういう自然資源の活用、バイオマス事業の積極的な活用を近隣市町村でも随分検討されておられるところがございます。近くでは岡山県の真庭市とか、西粟倉村、島根県の津和野町、高知県の高知市などいち早く取り組んでおられます。また取り組まれても失敗された自治体もあるところもありますが、これは失敗例の先例として参考にすればいいのではないかと思います。自然資源の豊富な安芸高田市としましては、これからの貴重な参考になる資料ではないかと思ひます。自然資源を活用したこれからの林業、施政方針でも森林の計画的整備、里山林の整備、環境貢献林の整備、間伐材利用対策事業など多くありますが、将来的にどのような計画をどのように実施されていくのか、市長のお考えをお伺いするところでございます。

○藤井議長 　ただ今の質問に対し、答弁を求めます。

市長 　浜田一義君。

○浜田市長 　ただ今の山本議員の御質問にお答えをいたします。自然資源の活用と今後の施策についてという御質問でございます。

議員御指摘のとおり、本市の総面積は約538平方キロメートルで、その約79パーセントが森林となっております。

戦後植林をされた杉・ヒノキについては、年月的には伐期を迎えているものの、長引く木材価格の低迷と需要の伸び悩み、林業従事者の高齢化や後継者不足により、適正な管理がなされていない等、近年の森林・林業を取り巻く状況は非常に厳しいものとなっております。今年3月の

東日本大震災以降、エネルギーはもとより山林の公益的機能や地域資源としての活用など、市民の関心が高まってきているところでございます。

バイオマス事業につきましても燃料としての利用が期待されておりますが、経済性において大きな課題もあることから、自治体レベルでの取り組みには限界があることも事実でございます。

このように森林・林業を取り巻く状況は大変厳しいものとなっておりますが、森林所有者の理解を得ながら長期信託制度のように森林組合と協力して、間伐などの一体的施業を行うことで貴重な資源である森林を守っていくことも必要であると考えております。

今後はバイオマス事業も含め、国や県の制度を有効に活用しながら、放置された人工林の整備や里山林の整備を行い、間伐材の有効活用に取り組みたいと思っております。また、高田郡森林組合が平成24年4月に山県森林組合と合併することとなっております。これまで以上に森林組合との連携を密にし、林業の振興及び自然環境の保全に努めてまいりたいと思っておりますので、御理解を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

山本優君。

○山本議員 市長が言われるように、林業環境というのはすごく厳しいのはよくわかります。ですが、この基本計画にありますように、森林整備計画をつくってやるとあるが、この安芸高田森林整備計画はどのようになっているか、説明いただきます。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 安芸高田市の森林整備計画において、一番のネックは当該山の中に入れないというのが事実でございます。そういうことを、入る仕組みをつくっていかないとなかなか山の事業はできないと。いろんな間伐材とか作業道とか山の木を健全に育てるためには入って行って手入れをせないけん。この基本的なことができないことがございます。市といたしましても、今指導していることは、例えば、国有林とか町有林とかちゃんと権利の行使ができる山についてはそういうことを通していこうじゃないかという提案をしております。今後なんか法律改正が、ある程度山に入ることができるということも聞いてますので、そういうことを踏まえながら、この事業に、今の森林整備計画がスムーズにいくように考えていきたいと思っております。詳細な課題につきましては、担当部長のほうで説明いたしますのでよろしくお願いいたします。

○藤井議長 引き続き、答弁を求めます。

産業振興部長 清水勝君。

○清水産業振興部長 ただ今御指摘をいただきました安芸高田市の森林整備計画を作成ということでございます。確かに市の総合計画の「多彩な生産と交流のまちづくり」の林業の振興の項目について、豊かな森林づくりを進めて林業

経営の安定を推進していくため、その指針となる安芸高田市森林整備計画を策定して、取り組みの強化を図りますというふうに総合計画のほうでうたっております。

ただ今市長のほうからありましたように、現在この森林整備計画というものは策定をいたしておりません。先ほど市長が申しましたさまざまな課題がある中で、なかなか新規の事業に取り組むという環境になっていないことも大きな課題の一つでございます。そのかわりに現在、高田郡森林組合との協議の中で、私有林、分収林の整備計画であったり、あるいは低コスト団地の「森林整備加速化・林業再生事業」、あるいは里山林の整備であったら「ひろしまの森づくり事業」。こういった国、県等の補助事業を中心に現在森林整備あるいは間伐等も含めて、森林の保全に努めておるところでございます。先ほどありましたように、今後、森林を取り巻く情勢、少しずつ変化があるように感じております。そこらも見きわめながら総合的な対応策ということで森林整備計画というのは必要になってくるというふうに思いますので、課題として今後検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

山本優君。

○山本議員 平成16年に総合基本計画ができてるわけですね。年代はちょっと間違えたらごめんなさい。できてたわけですが、それが今までできてなかったということはいろんな困難があったということ差し引いても、その取り組みが足らなかったのじゃないかと思えます。

今も部長のほうから説明がありましたが、高田郡森林との共同で森林整備地域活動交付金事業とか分収造林事業、流域公益保全林整備事業、森林整備加速化・林業再生事業、ひろしまの森づくり事業とありますけれども、基本的にやっぱり安芸高田森林整備計画というものをつくってそこからいくのが筋じゃないかと思えます。今後の早期に計画を策定して、それに基づいて森林対策をやってもらいたい。森林対策をしっかりとしてないから、今のような現状が来てるんじゃないかと思えます。

それからその中で、やっぱり山の中に入れないということは地籍がしっかり把握されてないということだろうと思えます。八千代町とか向原町はある程度山林の地籍も進んでおると聞いております。この地籍ができないということでしたら、将来にわたってずっと自然資源が使えないということなんです。さっき市長の説明では、法的に改正があつてこれから対応ができるようになるかもしれないということですが、その辺をしっかりとこれからやってもらいたいと思えますけれども、それに対する今後何年ぐらいで全部やってしまいたいとか、そういう計画をしっかりと取ってもらいたいと思えますが、その点についてはどのように考えておられるでしょうか。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 森林計画づくりについてはちょっと課題として検討してみたいと思います。それから先ほど申しましたように、事業の推進というのは非常に今、地球温暖化の問題で森林整備というのは事業しやすい状況ですけど、山に入れない状況がございますので、この問題をしっかり把握せないけん。今地籍調査も言われましたけれども、一たん入ると、筆界未定になっちゃいますよ。対象者が全部おらんと境界が決まらんわけですけども、決まらんまま先に引くようになってくるという大きな課題がございます。こういうことをうちの課題じゃなしに、県としての国家としての課題なんで、しっかりこの辺の方向性が定まらないとしっかりとした整備ができませんということでございます。事業をもらっても執行ができませんという状況でございますので、この辺のことは御理解をしてもらいたいと思っています。我々も事あるごとに、林野庁なんかに出向いて、地籍が当事者の所有者じゃなくても山に入れる仕組みをつくってくれと要望しています。これなかなか日本にとっては難しい、所有権は大事ということなんですけど、それを踏まえてでも、安芸高田市、議員御指摘のように、山が非常に80%を占めているわけですから、この対策をしっかりとやっていくためにはいろんな問題を克服しながら課題として前進するような仕組みづくりをしていきたい。その結果、森林整備計画があるんであれば、しっかりとつくっていききたいと思っていますので、御理解をもらいたいと思います。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

山本優君。

○山本議員 入山することが法律的に難しいということでございますが、対応は林野庁に相談しておるということでございますので、なるべくこれは日本全体のことにかかわることでもあろうと思いますので、しっかりとそれは対応していただきたいと思います。

それから次に移りますけれども、今の高田郡森林組合に随意契約で業務を契約されておりますが、間伐除伐材とか山林資源の活用計画が見えてこないんですね。森林組合で年間の間伐材とか除伐材の産出量がどのぐらいあるのか。こういうことが全然見えません。

この間、サンフレッチェのイベントでいすやテーブルが多くつくられておりましたけれども、これは言えばちょっと間伐材の利用をこういうふうにしてますよというようなパフォーマンス的なことですよというような声も聞こえてきたんでありますけれども、この間伐材が最終的にどのぐらい出て、どのように利用されておるのか。これらを今後は市としてどのように計画していったらいいのかということがありましたら、説明をいただきたいと思います。

○藤井議長 答弁を求めます。

産業振興部長 清水勝君。

○清水産業振興部長 管内の間伐材の産出量ということでございますが、正確な数字というのは現在持ち合わせておりませんが、間伐等の現在の仕組みは切り捨て

間伐ということで現地に間伐材そのものを放置するという事業のくくりになっております。ただ国全体では、そういった間伐材の有効活用ということで、現在では搬出間伐に方針転換をされるというふうになっております。まだその搬出そのものが事業としての補助対象になるということにはなっておりませんが、そういう意味で今御指摘いただきましたように、間伐材を利用してベンチをつくったり、そういったところの間伐材の利用というのは今始まったということで御理解をいただきたいと。

今後そういった国、県を通じてそういった転換、搬出間伐にシフトされるというふうに方向性を聞いておりますので、現在では搬出をして間伐材として活用するということについては非常にコストがかかるということで、切り捨て間伐というふうな事業の仕組みになっております。今後、国、県のそういった補助事業の体系も見きわめながら、できるだけ間伐材を有効活用できるように方向性を定めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

山本優君。

○山本議員 間伐材については、また後で述べるところがありますのでやめますが、特用林産物の生産振興の推進についてちょっと聞きたいと思いますが、これは基本計画にのってございましたけれども、公共建築物や公共事業への木材の使用を進めるとあります。これはどのようなところへ、どのように使用されているのか、実績があれば教えていただきたいと思います。

このたび葬斎場建設、生涯学習センター、サイクリングターミナルの新設など24、25年で公的施設が建築されます。その中で実施計画などがこれから検討されることだろうと思いますが、そういう中へこの公共事業への特用林産物の利用、推進についてはどのように考えておられますか、伺います。

○藤井議長 答弁を求めます。

企画振興部長 竹本峰昭君。

○竹本企画振興部長 議員御指摘の先ほど生涯学習センター整備、また葬斎場整備、土師ダムサイクリングターミナルの整備につきましては、現在実施設計段階中ですので、具体的な条件については今回の時点ではお答えできませんので、また報告をさせていただきたいと思います。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

山本議員にお伺いします。質問がまだ長くなりますか。

それでは質問の途中でございますが、この際13時まで暫時休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午後 0時06分 休憩

午後 1時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○藤井議長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

午前中に引き続き、発言を許します。

山本優君。

○山本議員 午前中の最後にちょっと通告外ではないかという発言もありましたけれども、私としましては自然資源の活用の範囲内で聞いたというつもりでおりますので、了解していただきたいと思います。

自然資源の活用で火力発電とかガスの生産、熱源としての利用という、こういうことを実際にやってる地域、実績を上げた地域もございます。特にオーストリアのギッシング地域というところは約面積が485平方キロ。安芸高田市とほとんど似たような面積がありますが、人口2万6,000人ぐらいです。横浜市よりちょっと広いぐらいですかね。この地域は自然エネルギー100%を目指していろいろ事業をやられております。燃料は全部木質チップ、材木の端材などを使ってやられております。この発電をすることによって地域の燃料、電気を全部賄う。化石燃料を使って電気発電を使うことよりか、はるかに安くつくということです。自然資源だったら地元にある資源でございますのでゼロでございますが、化石燃料を海外から仕入れればその費用というのはすごくたくさんかかるわけです。それを自然資源におきかえれば、極端に言ったら安芸高田市で年間、石油とガソリン、オイルの消費量が1,000億円ぐらい使ったとすれば、1割としても100億円、そのまた0.1%でも10億円のお金が地元に着るわけです。こういうことで自然資源を使うことに対して費用も出せるんじゃないかと思う。そして電気が安くなれば、事業所も経費が安くつくから安くなる。事業所が誘致して来られれば雇用もふえるし生活も楽になると。やっぱり市長がいろいろ人口増加対策とかいろいろ言われておりますけれども、生活基盤の安定が一番の基本じゃないかと思えます。そういう面で電気とかガスとか、そういうものの整備を自然資源でやることによって生活が楽になればそういうことに全部つながっていくんじゃないかと思えます。これ実際に今言いましたように、オーストリアのほうで実際にやられているところがありますし、これをしっかりと検証してこの安芸高田市でもそれを計画することによって人口増とか皆さんが住みやすいまちにすることができるんじゃないかと。そういう計画について市長は来年再選されるかわかりませんが、選挙出られます。またあと任期が4年あればそのうちにでも、安芸高田市のこれからの将来、足元にある宝を使って安芸高田市をつくっていただきたいと思いますが、その辺の計画をしっかりと信念を持ってやっていただきたいと思いますが、市長の考えを聞かせていただきたいと思えます。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただ今の山本議員の御質問にお答えをしたいと思います。このエネルギーの問題は小水力とか太陽光とか風力がございますけど、これを活用するという概念は議員と同感でございます。いかに使っていくかということです。ただエネルギーのコストとか費用対効果の上で今の現在のと

ころ、税金の持ち出しが多くなると思います。これを変えようと思ったら、政府がもっともっと電気を高い値段で買うてもらうとか、こういうことが要ります。これがないと、持ち出しになります。今は補助金をもらつとるけええじゃないかと言っても、補助金についても税金でございます。そういう状況の中でいかにどうあるべきかということを考えていかなければと。資源の活用というのはこれからも大事なんで、最優先にこれからも考えていきたいと思います。あらゆる可能性の調査についてはしっかりとしながら、できるものがないかということもこれからも考えていきます。

農政のほうでもこれまでだめだったんだと、小水力もできるかどうかという検討もしてます。むやみやたらにやると言っても、非常になかなか売電電力をしっかりと明示されない限り、これはだめになると思ってます。先般北欧に行って、オランダには何で風車がいったんかと言ったら、向こうの政府の人が言いました。売電価格を政府が保障しているんだと。高いんだということです。だからこのたびも東日本大震災の災害がございましたけれども、このことに踏まえて、例えば、電力単価を見直すということも当然出てくると思います。今まで安いとされた原子力がこれに頼らんということになると、かなり全国的に高い値段になってくると思います。そうなってくるとうちでもあうような、今度はエネルギーが出てくると思います。

いま現在のところ、この庁舎においても太陽光をやるんだけど、設備投資と売電価格と全然合わんのです、全然。うちの市費の持ち出しになってくるんで、この辺のところは御理解してもらいたいと。しっかりやっていくんだけど、安芸高田市だけではどうにもならんと。大きな電力の、市長に電力単価を決める権限があったらちゃんと高うしてからできますけど、こういうところの課題があることは御理解してもらいたいと思います。いま市をあげて可能性の検討を今しております。

昨日ですか、ため池議論がございましたけど、ため池でも、ため池に使わんこうに小水力に使えるんじゃないかという検討もしてるんですよ。農業のパイプハウス何かでもこういうものに使ったらどうかということ。議論的には言っても費用対効果の面では今いかないというのがみそです。

ただこれから政府のほうも売電単価とか方向性、また補助金等による支援策が少し変わってくると思いますので、大きく目を見開いて、できるだけ乗れるものについては乗っていきたくて思っております。いろんなエネルギーを有効活用することは、この安芸高田市の課題であり、日本の課題であると思ってますので、しっかりと議員御指摘のように活用を図っていきたくて思っております。ただ、その前提になるものはそういうことだということは御理解をしてもらいたいと思います。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

山本優君。

○山本議員 市長が言う売電価格と今の既成の電力会社の電力を使ったのではそう

ということになると思います。今私が言ってるのは、地域資源を使って自家発電をするわけです。その電力を市民で共有すれば中国電力とか関西電力、東北電力から電気を買わんで済むわけですから。そういうことによって自分たちの、運び出しとか設備投資とか要りますけれども、私が調べた地域では発電施設が約100万ユーロ。約1億400万円ぐらいでやっとなるわけです。そこに山の材料、自然資源を持って来て、木がいっぱい余って投げたてる、そういうのを全部集めてやれば、発電価格というのは安くなるわけです。だから既成の電力会社を利用したんじゃ高くなるから無理です。だからそういうところをもっと研究してもらって、今資料があることを提供しましたので、それをしっかり検証していただいて、将来の本当に安芸高田市が住みやすくするには何が必要なのかというところを考えてもらって、打ち上げ花火じゃないけど、いろんな表面的な施策は結構あります。神楽をしたりサンフレッチェがあるとか、いっぱいいっぱいやっておられますけれども、これは表面的なもので華やかなものです。だけどこれは持続性は余りないんじゃないかなと私は思っております。だから目についた生活が楽になる施策というのを市長に頑張ってもらいたいと思う。そのためにはこの自然資源を絶対使うようにならないと、よそからの資源を化石燃料に仕入れてきたんじゃ、全部それは国外へ行ってしまうわけです。費用というのは、そこらをよくよく検討していただいて、これからの安芸高田市のまちづくりにもっと真剣に考えていただきたいと思います。もう一度答弁をお願いします。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 安芸高田市のまちづくりを全部真剣に考えてるんですけど、そこを理解してもらいたいと思います。ふまじめにやってるわけではございません。

今のエネルギーの問題ですけど、議員御指摘のようにそういう議論的には成り立っても、これを実際に使おうと思ったら家庭の電気が全部交流であったり、変換の問題とかいろんな課題がございます。ここらを克服していかないと、発電機を持ってきてつくったから皆さん使えといっても、今度その電気をどうやって送電していくのかとか、いかにして使っていくのかというシステムがまだ確立されてません。こういうことをしっかり考えながら、自分のできる安芸高田市の資源、お宝を活用していくというのはこれからもしっかり考えていきたいです。ただ、手順がまだしっかり見えないということなんで、これから勉強していかねばいけないですけど、行政ありきじゃなしに民間活力でもいけるんだったら一番いいんですね、こういうことは。ただ民間もやっぱりそういう手法が見えないから皆ほってるんであって、わかったら市長ほっとってくれ、わしがやると言うてくるんですね。だけどこういうことに弱みがあると思いますけど。

議員御指摘のように、この際ちょっとエネルギーを見直して、それを



ちゃんとできるかということの課題についてはしっかりこれからも勉強してまいりますので、御理解を賜りたいと思います。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

山本優君。

○山本議員 交流を直流に変えるとかいろいろ方法論はあります。だけど発電をすることを考えて、それはすぐ交流にできるはずです。変換機があるんですから。民間投資でやる方法もあります。だから市長が今言われたように、これから検討するんだと言われましたけれども、ほんとに腹を据えて検討していただくことを期待しまして、質問を終わります。

○藤井議長 以上で、山本優君の質問を終わります。

続いて通告がありますので、発言を許します。

14番 青原敏治君。

○青原議員 14番、あきの会 青原敏治でございます。通告に基づき、質問をさせていただきます。

私は上水道事業についてを市長にお伺いをいたします。この上水道事業と言いますのは、今年の4月ごろだったですか、吉田地区において赤水が出るというような事故が発生しております。その事故に対しまして、市民にどのような説明をされ、どのような対応をされたかということをお伺いをしたいと思います。

この定例会中に補正予算の中で、浄水場の濾過機を新設するというところで9,300万円の予算が出ておりますけれども、そういうのも踏まえて、それはそれとして今の市民に対する説明責任のことについて、一つ御答弁をお願いしたいと思います。

○藤井議長 ただ今の質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただ今の青原議員の御質問にお答えをいたします。上水道についての事故対応についての御質問でございます。

水道事業吉田給水区坂巻浄水場のマンガン漏えいに伴う水道水が茶褐色となる着色障害の件であります。8月23日ごろからこのことについての御指摘がございました。水質検査を実施し、御指摘いただいた方を訪問または、電話で水道法に定める水質基準内ではあるが、通常より、マンガンの値が高くなっていることを説明し対応させていただきました。9月にはこの範囲が、広がったため、有線放送、広報車による広報、また、大字吉田及び常友の一部についてその概要と、おわびの文書により、使用者の皆様方に周知を図ってきたところであります。

この間広島県の関係機関等と詳細な水質検査をすると同時に、原因の把握と今後の対応について協議、検討を進めておりました。そのことを踏まえマンガンを除去する対策を決定したところでございます。このたび、水道事業会計の補正予算第2号を提案させていただき、この対策工事を行う予定にしているところでございます。あわせて使用者の皆様方へこの対策工事の内容をお知らせしていく計画としております。どうか

御理解と御協力を賜りますようお願いいたします。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

青原敏治君。

○青原議員 今御答弁をいただきましたが、実はこの赤水が出るのはもう5、6年続くんですね。やっとうこういう工事をしていただけるといふような思いがしております。今までほっとかれたといふようなことだろうと思いませんけれども、それはそれとして。

いろいろ広報されておるんですが、赤水が出ることによってどうすればいいかということで市民の方が問い合わせたら、ちょっと出しとけと、出しっ放しにしとけばきれいになるよといふような説明もされとるんですね。そういうことで水道料金もかなり使用料も上がってきておるんですね。個人の使用料が。そういうところで私も少し担当課のほうへ行って減免措置がないかといふことを聞いたんですが、それはないんですといふような答弁が返ってきたんですが、そこらを少しでも経費節減ですから、市民の方の減免措置といふのをとっていただけないかなといふような思いがするんですが、そこらはどうなんですか。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 水道料金の減免措置といふのをこれから各市町でつくった水道が全部老朽化になって、いろんな事故が起こっております。こういうことを踏まえて、どういう対策をとっていくか、減免措置を含めて課題として受けとめていきたいと思っております。市として市民の方々にも応分の負担をしてもらってるわけですから、不満の出ないような対策をこれからも講じていきたいと思っております。課題として受けとめますので、どうかよろしくをお願いします。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

青原敏治君。

○青原議員 課題として受けとめるんじゃないに、やはり条例等で定めていただきたい。今回のことを受けて、やはりそういうふうな減免措置を設けるといふことははっきりと私は言ってほしかった。と言いますのも、やはり何ぼ赤水でも人体には影響ないよ、関係ないから飲んでもらっていいですよと言われても色がついてるんですよ、実際に。使う人は汚い水だと思うんですよ。ふろ場に入れても底に赤いのが残るといふような状況になっておるんです。そういうお水をお金を出して買うといふのは、私は納得いかないんです。

だからそういうところは条例をきちっとつくっていただいて、そういう減免措置を設けてもらいたいと思うんですが、できるかできんか、再度御答弁をお願いいたします。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 私が減免措置と言ったのはいいかげんな理由ではなく、水道といふの

は基本的に契約者負担で、皆さんの水道料金が高くなる仕組みになります。みんなに負担してもらわないけなくなるんですよ。減免措置をしたら、したぶんだけ他の人が水道料金高くなるので、この辺の大事な検討を踏まえることで即答を今避けたわけでございます。こういうことを踏まえながら検討してまいりますので、どうか御理解を賜りたいと思います。

それじゃあ一般財源を投入すればいいんじゃないかと言っても、これはまた別の大崎上島であったような別の課題が生じてまいります。基本的には水道料金は特別会計でございますので、全体の料金を上げてでも減免措置をしたほうがいいのかというのは大きな課題でございますので、しっかり検討していきたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

青原敏治君。

○青原議員 全体的に今市長がおっしゃるように、受益者負担というのが原則でございますので、それはよくわかるんですが、しかしその事故に遭われた方々に対してはやはりきれいな水を飲みたい、それによって出しっ放しにしとったけ、どうにもならん水道料金がどんどん上がってきたというような状況があるので、そこらについてやはり少し考えていただきたいというふうに私は思います。きれいな水はだれでもお金を払うんですよ。使いよるんだから。汚い水にお金を払うというのは私はいかがかなというふうに私は思っております。そこでしっかり検討をいただきたいとお願いいたします。

次の質問ですが、これも使用料の統一がされましたが、全市的に実施されているのかということなんですが、これはこの4月から指定管理で中電工さんですかね、料金いろいろなことで管理運営をされておるということを聞いておりますが、その中で今のその範囲内で本当に料金が統一されておるのかどうか、お聞かせを願いたいと思っております。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの御質問にお答えをいたします。使用料は全市的に統一されているのかという御質問でございます。

合併協議会の協定で、「料金については、当面は現行のとおりとし、新市において経営分析を行い調整する。」こととされておりました。安芸高田市合併後は、それぞれの旧町の料金を承継しておりました。平成20年12月の定例会において、料金を統一するため、上水道3事業の給水条例の一部を改正する議案を可決いただいたところであります。この条例に基づきまして、平成21年度の4月使用分から、段階的調整のための料金改定を行い、さらに本年度4月使用分からの料金改定により、全市、全事業の水道料金の統一を図っているところでございますので、御理解を賜りたいと思っております。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

青原敏治君。

○青原議員 今回答えをもらったんですが、全市的と言われてもちょっと納得がいかなところがあるんですね。一部では前の料金で使用されておるところがあるんですね。そういう問題はきちっと片をつけて、こういう統一というのが筋じゃなかろうかというふうに私は思うんですね。それができてない、そういうところは市長御存じですか。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 合併して4年、私が市長になって7年過ぎておりますけれども、この問題は大きな課題でございます。水道料金が7年たってもまた統一されていないというような状況なんで、1日も早く統一していきたいと思っております。

ただ今議員御指摘の課題があるというのは八千代町本郷地区のことだと思いますので、ちょっとその辺にしばってお答えをしていきたいと思っております。

八千代町向山の本郷地区につきましては、昭和59年度、総戸数16戸、計画給水人口55人の営農飲雑用水の施設を建設いたし、昭和61年4月、地元の施設利用組合と、施設の動力用電気料金などの費用を地元負担で維持管理運営の委託契約を締結し、今日に至っております。この施設につきましては、平成16年度、八千代支所で管理した時に、水道料金統一後は、維持管理を市へ移行するとともに、統一後の料金を負担していただくため協議を進めておりました。

その後この管理組合との委託契約の解約を目指して協議しておりますが、合意解約に至っておりません。引き続き地元管理組合と協議いたし、本年度末までに解決を図っていききたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

青原敏治君。

○青原議員 八千代町本郷地区がそういう状況になっておるんですが、そこは限界集落じゃないですけど、御高齢の方ばかりがおられるところなんで余り言いたくはないんですが、やはり統一されるということになれば、やはり全市的に同じ料金で同じサービスを受けるということを目指してもらわんと、こういう問題はきちっと片をつけてもらわんといいんです。それから統一というのが筋だと私は思うんです。そういうことをやはりどこまで努力されておるのか、私もわかりませんが、もう少し真剣に対応していただきたいと。何かよそごとみたいな感じで今まで協議をされとったんじゃないかという思いがするんですよ。そこらあたりはもう少し反省をしてもらいたいという思いがします。それについて市長なり担当部局がおられますので、答弁をいただければと思います。

- 藤井議長 答弁を求めます。  
副市長 藤川幸典君。
- 藤川副市長 青原議員に申し上げますが、行政のほうはこういった先ほど言いました委託契約を締結してですよ、合併後はしましようという話をして地元に入っているいろいろ今まで協議をしてきておるんです。そこに何で共通料金のほうへ賛同いただかんかということは何かあるわけですね。それはここでは言いませんが、とても即行政のほうで解決できない問題がございます。よってそれでは今までどおり、地元の組合のほうで御利用いただいて合意形成ができるまでは市のほうもいろいろ努力しますが、そういうお話をしてくる今日があるんです。とても行政が横着して投げとったという問題じゃございません。この地区に対しても誠意を持って水道課の職員が出向いてお話を進めさせていただいておりますので、その点は議員もよく地元に入っているいろいろと調整をお願いしたいと思っております。
- 藤井議長 以上で答弁を終わります。  
青原敏治君。
- 青原議員 ありがとうございます。我々も努力はしますが、やはり市のほうもしっかり努力をしていただいて、早期解決を目指していただきたいと思っております。これで質問を終わります。
- 藤井議長 以上で、青原敏治君の質問を終わります。  
続いて通告がありますので、発言を許します。  
11番 前川正昭君。
- 前川議員 11番、会派絆の前川正昭です。通告により、市長に大枠3問質問をいたします。  
まず初めに人口増についてですが、1番の若者定住についての対策はどのようにお考えか、市長にお伺いします。
- 藤井議長 ただ今の質問に対し、答弁を求めます。  
市長 浜田一義君。
- 浜田市長 ただ今の前川議員の御質問にお答えをいたします。若者定住対策についての御質問でございます。  
本市の人口は、合併以来減少が続いており、今後、人口増対策、特に若者定住対策は、地域を維持していく上からも、非常に重要な課題ととらえております。広義的に言えば、行政施策すべてが人口増対策であります。本市ではとりわけ、空き家情報バンク、結婚サポート事業、子育て・婚活支援団地整備、病後児・一時預かり事業、多文化共生等、さまざまな取り組みを行っております。また、企業誘致も雇用確保の観点から非常に重要な要件であり、今年度、着手した光ファイバー整備事業は、市民の利便性の向上、若者定住の促進のみならず、企業誘致促進の上からも実効的な施策と思っております。  
一方で、「神楽」と「毛利元就の歴史」に特化した観光振興、地域振興施策である「未来創造事業」の実施により、交流人口の拡大や、特産

品等の売上増加による観光消費額の増加を図り、地域経済の活性化を図りたいと考えております。この取り組みによって、販売所や特産品生産による新たな雇用創出、担い手の確保、そして定住人口につなげたいものと考えておるところであります。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

前川正昭君。

○前川議員 いろいろと回答をいただいたんですが、引き続き、執行をお願いいたします。

次の質問ですが、2番の若者農業従事者の進捗状況ですが、お伺いいたします。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただ今の議員の御質問にお答えをいたします。

農業従事者の高齢化が進む中、若い農業従事者の育成は非常に重要な課題であると認識しておるところであります。市やJAで把握しているおおむね40歳以下の新規就農者のうち、企業的経営体を目指して農業経営に取り組んでいる人数は、平成17年度以降20名となります。そのうち17名は野菜を取り入れた経営であり、残り3名は水稲と畜産が主体となっております。こうした若い農業従事者の組織化もされており、お互いの情報交換を通じて、将来の農業の担い手としての成長を期待するものであります。

また、農業後継者の支援につきましては、将来の農業を支える担い手を育成・確保するため、平成22年度より「農業後継者育成支援事業」に取り組んでおります。この事業は、市とJAが共同出資して造成する基金により、市内の高校卒業予定者、または、本市に住所を有する28歳以下の方で、将来、農業を職業にすることを目的に「広島県立農業技術大学校」への入学希望者に対し、学費等の全面的な支援と卒業後3年間の実務研修を支援するものであります。平成22年度については1名、平成23年度は、今のところ5名の方が事業を活用し、大学校で基礎技術を習得する予定でございます。卒業後の研修体制につきましては、法人での実務研修、八千代育苗施設及び四季の里を活用した実務研修など、安心して就農できる仕組みや支援対策等について、県、JAと協議を進めているところでございますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

前川正昭君。

○前川議員 私の提案ですが、白木町の中川農園というのがあるんですよ。御存じでしょうか。そこで視察したんですが、その社長が言われるのに、その従業員は約30名です。それが2年間ほど野菜づくり、出荷等いろいろとやられ、3年もたつと1つのハウス、これは3アール、3畝ですね。そのハウスを建つんですよ。それは時間外というか、仕事以外ですね。休み

の日か、それを建てて終わって一応一人前という形式をとっております。そういうことで農業を卒業ということか。そこで白木町中川農園に残られる人、また自立される人と選択はその人のやり方です。そういうことで卒業される方がほとんど農業に従事されるんですよ。そういうことで何人か送っておられます。その中で向原町に土地はないか、どうかという話があったそうです。そこで土地があるんじやが、なかなか安芸高田市に住所を持たないと土地がもらえんのじやという話があったということを知りました。そういうことで何かの窓口が安芸高田市やどこかないのかと僕は思ったんですが、その人とは実際に会ってません。それがやはり土地を探しておられたんですが、最終的には東広島の方へ行かれたんじゃないかと思います。そういうことで安芸高田市で窓口を開きながら、そんな人を受け入れてはどうかと思います。その点についてお伺いします。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 基本的にはこういうことは営農振興でやっていますので、そこへ行ってもらえればちゃんと振興対策はできると思います。多分これ民間の経営なんで、行政がどうこう言うんじゃないしこういう手法もこれからも有効であれば我々も取り入れていきたいと思っています。窓口については現在営農振興課の方に行ってもらえたらちゃんと対応できると思いますので、よろしく願いいたします。どこへ来られたのかわかりませんが、税務課に行ってもらったらよくわからんと思いますので、農業振興課へ行ってもらえれば。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

前川正昭君。

○前川議員 人口増に際していろいろな方向で安芸高田市も執行部の方、いろいろと力をかけていただければと思います。

次の質問に入ります。東日本大震災によってすみかを失くされた方、また福島原発による被災者の受け入れはどうか。それと大卒1の全体の人口増はどのように考えておられるか、よろしく願いいたします。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 「福島原発事故による被災者の受け入れ」についての御質問でございます。

福島原発事故等における被災者の避難先は、避難所・旅館・ホテル・親族や知人宅及び公営住宅など、全国各地へ約6万人の方が避難されており、その内広島県には約300名であります。安芸高田市には現在2世帯3名の方が避難されています。

本市の支援策として、市有住宅の提供を行っておりますが、避難されている方が将来的に定住を希望される場合には、人口増にも発展していくものであり、支援策も含めて検討してまいりたいと思いますので、御

理解賜りたいと思っております。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

前川正昭君。

○前川議員 答弁ありがとうございます。私が思うのに、事例ですが、宮城県のほうから3年前に向原町に来られたんです。その方が農産物をつくっておられます。それはインターネットのほうで見られて住んでおられます。そういうことで震災に遭われた方がそれを頼りに来ておられます。知人が来ております。そういうことで、安芸高田市に住んでよかったよとその方は言われてます。そういうことで、羨ましがって帰って行かれました。そういうことで受け入れが何ぼでもあるんじゃないかと思うんですよ。宮城県、他町村から。そういうことでそこの方面を考えながらいろいろと細目に人口増をやらねばなかなかふえんのかなと思うんです。そういうことで一人一人を大切に受け入れる状態をしていただきたいと思います、その件に対して回答をお願いします。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 このたびの東北の大震災、ちゃんと受け入れ態勢をとって、こういうことは我々国民の市民の責務であると考えておりますけれども、インターネットとかそういう御縁があって来てもらえますと。そうかといって、やっぱり安芸高田市に来られて仕事もないようじゃ困るので、そういう制度が整ってないと、安芸高田市には生活保護者がようけふえたんじゃ困るので、そういうことも考えながらこれは慎重に対応していきたいと思えます。来てもらえればええというもんじゃないので、こういうまちの活性化、将来の人口増といっても建設的な人口増につながるように我々も考えて対策を講じていきたいと。インターネット等の紹介については少し考えてもいいと思っております。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

前川正昭君。

○前川議員 全般に説明いたします。8年前に吉田町に来られたんですが、5反と家を買われて来られております。その方が広島西区から来られたんですよ。その方が言うのに、つき合いをしてるんですが、安芸高田市はいいところである。空気もいい、夜になると青空が見える。広島市にはそんなところはない。そんなことで今住まれております。そういった産直市で野菜も出しておられます。そういうことでやっぱり安芸高田市は水もいい、住みよいところだということとところで宣伝をしておられます。そういうことで、まだまだ吉田町だけじゃなしに町外から来ておられる人はたくさんおられると思えます。そこらを調査しながらそのよいところ、悪いところをその人たちに聞きながら、策を考えてはどうかと思えますが、市長はどのようにお考えでしょうか。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。



○浜田市長 議員御指摘のように、安芸高田市のいいところをちゃんと宣伝していくというのは大事だと思います。

広島市とか大都会に住む方は、今までコンクリートの壁の中におったんですけど、老後はいわゆる自分の菜園が持てるような、空気のいいところに住みたいという人はたくさんおられます。我々もそういうことを見越して、今後PRもしていきたいと思っております。安芸高田市が今どのような人が来ておられるかという調査も大事ですけど、そういうような積極的な展開も必要だと思っております。今回の未来創造にしても、そういうものを通じてこの安芸高田市の魅力を全国的に発信しながら、全国からの安芸高田市に来る動機を高めていきたいとかように思いますので、御理解を賜りたいと思います。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。  
前川正昭君。

○前川議員 次に変わります。大枠の2番目の環境対策についてですが、被災地からのごみの受け入れについて対応はどのようにしておられるか、お聞きします。

○藤井議長 答弁を求めます。  
市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただ今の質問にお答えをいたします。被災地のごみの搬入についての御質問でございます。

このたびの東日本大震災により、お亡くなりになられた方々の御冥福をお祈り申し上げますとともに、被災地の皆様方には謹んでお見舞い申し上げます。一日も早い復旧復興を心よりお祈り申し上げるところであります。

さて、この被災地からのごみの搬入についての御質問ですが、本市と北広島町で構成しております芸北広域環境施設組合での取り扱いについて、環境省などからその対応について照会がございました。回答は、「放射性物質を含む被災ごみについては、受け入れをしない」という考えであります。また、行政支援が行えらるとすれば、受け入れが想定される廃棄物は、放射能物質を含まない廃棄物について、家電リサイクル法対象外の家電製品類を受け入れる可能性があるとの回答をしておるところでございます。

被災地の復興のため、職員の人的派遣など本市でもできる限りの支援は実施しておりますが、市民の安全、安心が確保できない廃棄物の処理は受け入れることは難しいと考えております。これからも市民の皆さんと同様に被災地の早期復興に向けた支援を進めてまいりたいと考えておりますので御理解を賜りたいと思います。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。  
前川正昭君。

○前川議員 次に入らせてもらいます。大枠の耕作放棄地についてでございます。ちょっとこれは1番を最後にさせていただきます。

耕作放棄地の調査状況はどうか、よろしくお願ひします。

○藤井議長

答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長

ただ今の質問にお答をいたします。耕作放棄地の調査についての件でございます。

平成20年度におきまして、状況が耕作放棄地となっている農地を対象に、その状況等を把握する「耕作放棄地全体調査」を農業委員会との連携により実施いたしたところであります。

調査の結果、草刈り等簡易な作業で営農が再開できる農地が74.3ヘクタール、草刈り等では難しいが基盤整備により農業利用すべき土地が6ヘクタール、既に森林化・原野化しており農地への復元が不可能な土地が84.1ヘクタールとなっております。一方、2010年の農業センサスによる統計数字で申し上げますと、過去1年以上作物を栽培せず、この数年間に再び作付する考えのない土地、いわゆる不作付地を含む耕作放棄地面積は市全体で324ヘクタールであり、これは経営耕地面積の合計3,322ヘクタールの8.9%に当たります。この数値は、広島県の23.6%を大幅に下回っており、県内では北広島町、庄原市に次いで3番目に低い数値となっております。

○藤井議長

以上で答弁を終わります。

前川正昭君。

○前川議員

わかりました。次に入らせてもらいます。耕作放棄地の解消計画はどのようにされているか、お伺ひいたします。

○藤井議長

答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長

耕作放棄地の解消対策については、地域の実情により有害鳥獣対策を講じながら作物の作付を推進するなど、地域における土地利用の話し合いが不可欠であります。市では、今年度新たな取り組みとして、耕作放棄地の解消を図るため、集落での話し合いにより、耕作放棄地や不作付地を含む農地にれんげの作付を行っていただく地区をモデル地区として選定し、助成事業を実施しているところであります。しかしながら、今後さらに耕作放棄地の増加が見込まれることから、農業委員会等と一体となり、耕作放棄地の未然防止とその解消を図り、担い手への農地集積が促進されるよう積極的に取り組んでまいりたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思ひます。

○藤井議長

以上で答弁を終わります。

前川正昭君。

○前川議員

続いて執行をお願いいたします。

次に入ります。安芸高田市環境基本条例の中で、放棄地で所有者の管理責任についてをお伺ひいたします。

○藤井議長

答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 　ただ今の質問にお答えいたします。

安芸高田市環境基本条例では、「所有者は、環境の保全上の支障を防止するため、みずからの責任において土地または建物の適切な管理等必要な措置を講ずるものとし、市が実施する環境保全に関する施策に積極的に協力し、環境への負荷の低減に努めなければならない。」としております。また、市は自然環境の保全、安全な食糧生産を担保するための環境維持に対し、「基本的かつ総合的な施策を策定し実施する責務を有する。」とされています。このように農地については、原則所有者の責任において管理すべきものでありますが、市は環境保全のための総合的な施策を実施することとなっております。市が行う農業関連事業といたしましては、「中山間地域等直接支払事業」や「農地・水保全管理交付金事業」により、集落等での共同活動を推進し、協定を締結した農地につきましては、耕作放棄地や荒廃地を出さないという施策を展開しており、一定の成果をあげているところでございます。以上、御理解を賜りますようお願いいたします。

○藤井議長 　以上で答弁を終わります。

前川正昭君。

○前川議員 　この質問ですが、放棄地の解消をいろいろと向原町の地区にお願いしたんですが、やはり放棄地は減反政策の中で起きた状態です。それが山のほitori、水稻が植えられないところですね。そこらが荒れております。そういうことでこのたび補助をいただいてれんげをまく状態にしたんですが、荒廃地というか10年ほど投げたあるとか、投げたといっても草は刈って保全はされとるんですよ。土地が10年も遊ばせるとかちかちになってなかなか耕うんができません。そういうことと、また荒廃地が土地の所有者の責任ですか、それがやはりちょっとネックになっております。それは安芸高田市に住んでおられないんですよ。そういうことで放置されております。そういうことで責任はどのようなことができるのか。こうやって見ると環境基本計画の中に入っておりました。そういうことで今から罰則をしていただくなり、何か工夫をしていただきたいと思えます。そういうことで耕作放棄地を無くすということはなかなか大変なことです。そういうことで、どこの市町村にたずねてもいい策がないということです。そういうことでこのたびれんげを植えて耕作を復帰する、全国的に地震が起きたり、そこら土地が植えられない状態で、どうしても安芸高田市のほうに来るんじゃないかと思うんですよ。そういうことで植えられる状態にしておかななくてはいけないと思えます。そういうことで市長はどのように、もう一度回答をお願いします。

○藤井議長 　答弁を求めます。

市長 　浜田一義君。

○浜田市長 　耕作放棄地というのは、議員御指摘のように大変な問題だと思います。政府の減反政策によって原野化してるという状況もございます。基本的には、本質で言えば、自分の財産は自分で守ってくださいということな

んで、市といたしましても、市外に住んでいる方にも根気よく趣旨を説明して、管理してもらうような訴えをこれからも今以上にしていかなければいけないと思っております。

それから今回のTPP対策の中で、基本的にはアメリカあたりの大型農業と対抗するために土地の有効活用というのは基本的なことなんで、減反みたいな半分土地を使ってアメリカの農業と戦うというのは非常に理論的には成り立たん話なんで、そういう見地からもしっかりとした有効的な作物の検証も図っていきたいと思っております。

昨日、議員さんの質問がありましたけれども、ハブ草茶あたりはその成果が出ればいい結果になると思いますけれども、こういう農業の方向性も示していかなければいけないと思っております。大きな課題なので、十分考えながら総合的にこの問題については対処していきたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

前川正昭君。

○前川議員 なかなか難しいことですが、このたび市はそばを植えていただいたり、ハブ草、れんげを植えて指導されております。そういうことで指導をしっかりすればどうにかならんじやないかと思っております。そういうことで荒廃地を解消ゼロにしたまち安芸高田市と全国に名をあげられるように、そのために市民と市議会が一つになって実行されることを約束していただくことを市長にお願いします。回答をお願いします。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 取り組むことは約束したいと思っておりますけれども、成果についてはちょっと、今のハブ草茶もそうです。これが今私の思うように、完全に機械化ができて、みやすくなって、売れる仕組みができれば、この問題は解決します。だからそういう取り組みはしますので、汗はかきますんで、ここでちゃんと約束するということはできない。ただ、今の耕作放棄地につきましてはちゃんと安芸高田市にいない人に対しても、状況説明をしながら、管理もしてもらうというような、できる対策は講じていきたいと思っておりますので、御理解をしてください。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

以上で、前川正昭君の質問を終わります。

この際、14時15分まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午後 2時02分 休憩

午後 2時15分 再開

~~~~~○~~~~~

○藤井議長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

続いて通告がありますので、発言を許します。

16番 入本和男君。

○入本議員 16番、あきの会 入本和男でございます。先の通告に基づいて、一般質問をさせていただきます。

質問の前に、非常に我々が関係するにうえにおいてうれしいことがありました。と申しますのも、やはり市長の発言というものは重いものだなと思いました。商工会の現在、若者定住の団地につきまして安芸高田市ブランドの住宅をやろうと、市長も全面的に応援しようと、私もちょうど説明会の時に出席してもらった時にそういう声がありまして、現在組合も設立の方向に向けて、安芸高田市の若者定住、また婚活の方の住宅を商工会で、有志でやろうというふうに、市長の全面的なバックアップがあったという確信のもとに進めておられますので、今後相談があった時にはより一層お力添えをお願いしたいと思いますし、またこういう事業者がやろうという機運ができたことは我々としてもうれしく思うところであります。

また甲立グラウンドにおきましては、小・中学生から大人まで若者が野球をするわけですが、現在ベンチのほうの工事に入っていたというので、非常に観客の方、また球場らしさというものがまた一段とよくなって、環境の整備ができたことをうれしく思うと同時に、民間の力によってスコアボードを寄附していただいて、安芸高田市の球場としては随分よくなったと思っておりますので、そのよい点もありますので、私もそういう関係、また青少年育成の上に尽力があったことを報告させてもらいたいと思います。

また教育長におきましては、先般の一般質問の中でヨコミネ方式のことを申しましたら、早速現地に視察に行かれたということを知りまして、非常に我々の一般質問がこうして市政に反映することを私ども委員活動の中でやりがいのある、またやらなければならないという気持ちになってのも事実でございます。

よい点ばかりでございますが、一般質問に入るときは多少辛口も出るかもわかりませんが、その節は御理解をいただいて、また御検討をいただければと思っております。

それでは質問に入らせていただきます。市の花と市の木についても、私も今回の質問で最後にしたいなと思っております。と申しますのも、余りだらだら同じ質問をねんごろにわけて言っても前に進まないと思っております。やはり安芸高田市が合併にした基本である木と花というものであります。木につきましては、御存じのように土師ダムに5,000本近いものがありまして、また近くには郡山公園とかほととぎす遊園、しいて言えば湧永庭園とかいろいろな、民家の家にも山桜等があつて、目的はある程度安芸高田市を観光に来られた方、また通過される方がいられても目的は達成しておると思っております。

しかしながら紫陽花というもののほうが、目的がですね、合併時に紫陽花を決められた原点というものが、公募の中にたくさんの花が集まり一つの花を構成する姿を6町が合併した安芸高田市の姿に置きかえて、

市の発展を願うとされた推薦理由もあり、新生安芸高田市をよく表現しているということで紫陽花を決めたというふうになっておるわけでございます。

それで、土師ダムもきょう植えて、明日なったんではなくて、やはり40年、30年かかって現在のような交流のできる、またいい観光地になったわけでございます。やはり市としてもこういう決定した理由がある以上は、市としてでもこの紫陽花というものをどのように扱っていくかということは非常に大変貴重な花だと思っております。よってこの紫陽花につきまして、市長のお考えを伺うものでございます。

○藤井議長 ただ今の質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの、入本議員の御質問にお答えをいたします。

先ほどはお褒めの言葉ありがとうございました。

市の花である「アジサイ」の活用による観光資源の創出と、交流人口の拡大への取り組みの御質問でございます。現在、安芸高田市の総観光客数は、125万1千人で前年に比べて12%もの減少を見ております。交流人口の減少は、産品等の販売や宿泊、食事、移動のための交通など、地域の経済に大きく影響するものであります。神楽や温泉、毛利氏等、地域にある資源の活用により、交流人口の拡大を図るべく取り組みを行っておりますが、議員御指摘のように市の花である「アジサイ」の活用は、市内各地域、各施設の魅力を高めることにもつながり、地域への潤いとともに交流人口の確保に有効な手段であると考えております。さらに、土師ダム等拠点的な施設周辺への植栽が広がれば、春の「桜」、初夏の「アジサイ」、秋の「もみじ」とした新たな名所を創出できるのではないかと考えております。安芸高田市内の「アジサイ」の植栽につきましては、地域振興会による植栽や、地域活動にあわせた県道沿線等への取り組みがわずかに見受けられますが、市全体への広がりはできておりません。他市の事例を見ますと、姉妹都市縁組を結ぶ防府市では「アジサイ寺」として有名な阿弥陀寺で、80種、4,000株もの植栽により、期間中に2万7000人もの観光客を確保しております。交流人口の拡大による地域経済の活力の増進は、本市において重要な課題であると認識しております。市民の方や関係機関の御理解と御協力を得ながら、市の花である「アジサイ」を活用した取り組みの検討をしてみたいと考えております。御理解を賜りたいと存じます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

入本和男君。

○入本議員 今回の安芸高田市未来創造事業についても、やはり交流人口というものも書いてありますし、交流人口による目標数値を掲げる必要があると思うんですね。減ったというだけで投げとくんじゃなくて、せっかくいろいろな手段を持っておられるものを生かせば、交流人口はふえ経済効果も出てくると思います。大体イベントをやると、何万人来て何ぼの経

済効果があるというふうにもいつも新聞紙上等ではよく言われるわけでございます。安芸高田市に112万人が来て、経済効果がどうあったかと。その欠けとる部分は何かと、不足しておる部分を直していけば交流人口をもっと、この安芸高田市の環境には、広島市、呉市、湧永庭園のメンバーを見ますと、沿岸部からの方が非常に多く来ておられます。やはり海の方は山の幸、山のものは海の幸となろうかと思いますが、そういう点についてもやはり数値目標が私は必要になってくるかと思いますが、その数値目標をどのように担当課に指示されるか。またそのような考えをお持ちか。またもしアジサイを植えるとすれば何株ぐらいを植えていくかと。よその事例を見ますと、多いところでは7万株とかいうところもあるわけでございますが、2,000株ぐらいから5,000株とかいろいろな種類もありまして、ところによっては全国のいろんな紫陽花を集めて、今土師ダムという例が出ましたが、土師ダムに行けば全国の紫陽花が見れると。紫陽花博覧会みたいな形のことでもできようかと。やり方はいろいろあるかと思いますが、土師ダムという言葉が出ましたのであえて申しますが、そこに一色にするのか、それとも方法論がいろいろあるかと思いますが、検討課題になろうかと思いますが、大体桜が5,000本ならアジサイは最低1万株ほど頑張ってみよう。それを5年計画であるとか、そういう方向性が必要だと思えます。その点について、市長のお考えを伺います。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 事業効果を判定するには数値的な目標があったらいいかということでございます。私も定性的には頑張ろうやとか言えるですけど、定量的に何ぼ頑張ろうというのは数値目標になりますけど、これについてはこれからもうどういう数値目標にするかというのはいろいろ協議しながら決めていきたいと。あわせて今アジサイはこれから植える方向で考えますけど、どういうふうにして植えるかというのは一応皆さんとうちの中で検討しながら、また方向性を出していきたいと。私の考えは何株植えるというのも結構でございますけど、例えば、土師ダムとかこのたびの甲立古墳とか特化した形もいいんじゃないかと思っております。どういう方法がいいかというのは、幹部会とかを通じて職員の意見を聞きながら、また提案をさせてもらいたいと思っております。地域振興会等の御意見を求めるのも一策と思えますけど、幅広く意見を求められればよりいいものにしていきたいとかように思っておりますので、御理解を賜りたいと思えます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

入本和男君。

○入本議員 きょう質問して、きょう答えが出ると私も思っておりますが、大体24年度中にはある程度目鼻をつけるとか、そのような時期的なものだけは市長さん答弁できると思えますので、どういう時期にどういうふう

にするぐらいのことぐらいは、前同僚議員も言いましたが、次期も24年度も指揮をとられるという前提のもとでございますので、その点は自信を持って答えていただきたいと思います、どうでしょうか。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 予算編成も大体真っ最中でございますけど、先ほど申したように、行政がよく言われてるんですけど、特化いわゆる全地域じゃなしに、ある地域をモデルとしてやっていくという方法もあるんじゃないかと思えますので、何らかの形でそういうことをやってみて、よければまた全市に広げていくという方策をとっていきたいと思っております。こういうわずかな施策であれば変更も可能だと思いますので、こういう方向でもこの問題については考えてみたいと思っておりますので、御理解をしてもらいたいと思えます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

入本和男君。

○入本議員 考えてもらうことは非常にありがたいんですが、やはりこれも合併時の、6町が集まった花ということがありますので、早急に、もうこのことについて先ほど申しましたように質問をしたくございませんので、一つその点を御理解いただいて、少しでもいいですから、検討会の予算を組むとか何とか24年度に向けて、予算編成に組み込んでもらいたいということをお思っております。

ついでと言っておかしいんですが、9月の定例会の時も言いましたように、キャラクターでございますが、中国新聞にも12月5日に松江にゆるキャラ63体というようなことで2日間で3万5,000人と。やっぱりキャラクターもやはりイベントには必要だと思いますので、そのあたりもこのアジサイに絡めて市の花にするか、市の木にするか、また神楽にするかは別として、こういうものを含めた検討も合わせてお願いして、この質問を終わりたいと思えます。

次の資源ごみの回収についてでございますが、市の広報11月号に、資源ごみ回収率を854トン以上というふうに示されております。まさに資源ごみのごみ箱に入って、そのまま65円の袋に入れてきれいセンターで煙になってるという状況でございますが、一度にごみの分類をふやすというても難しいので、一品一品ふやしていく方法が市民にとってもやりやすいのではなかろうかと思えます。現に早速ですね、市の広報において廃食の油に取り組んでもらっておるという現実も、手っ取り早いそういうことをしていただいておりますが、市としては来年度に向けての資源ごみをどのような回収方法で目標値に近づけるか、答弁をお願いしたいと思います。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 資源ごみの回収について。資源ごみの分類をふやす計画についての御



質問でございます。

平成22年度実績で、古紙698トン、アルミ缶46トン、スチール缶26トン、ペットボトル19トン、合計約788トンとなっております。「ごみ減量化対策助成金」の回収実績は、市民の皆様の意識の向上により毎年助成金は増加しております。さらに、資源ごみとなりうるものについて、非鉄金属と言われる、フライパンやなべなどの調理器具、ウエスと言われる布などまだまだ資源回収できるものがございます。ビンなどのガラスについても、検討いたしました。ペットボトルなどに容器の大半を占められているため、上質なガラス以外は、リサイクルにできにくいという業界からの話も聞いております。資源ごみ回収業者の皆さんとも協議をさせていただきながら、すべての資源に再利用できる仕組みを検討してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

入本和男君。

○入本議員 資源ごみの分類をふやすやり方というのは庁舎でもできようかと思えます。庁舎の中にでもごみ箱ではなくて、使用済みの段ボールの中に原稿を入れられて、それを資源に回すというふうにしておられます。前にも申しましたように、まだごみ箱の中をのぞけば紙のくずがあるわけですね。紙のくずでも業者に言ったら無料でとっていただけるので、私は新聞なんかの帯がありますよね。帯というんか端切れみたいなものでも、そのようなものをとっていただけるということになると、役所ではごみ箱よりか分類箱にしたほうがよろしいんじゃないかと。まず市から示して、市もこうしておるんですよと。市民の皆様も協力してくださいという形でできることからやろうというのが市長の考えでありますので、これは投資もかかりませんし、目標数に達することが近いと思うのですが、市としてまた学校関係としてもそう生臭いものがないわけでございますので分類できると思えますが、市としてまず第一に取り組んでみると。それから市民のほうにも呼びかけるんだと、同時進行するんだというような形の考えはございませんか。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 市民の方に徹底するためには我々行政のほうに先に立って見本を示すということでございます。このことにつきましては、市としても実施に向かって検討していきたいと思えます。市民の方々にも分類を義務づけることは非常に我々の態度にもかかってくると思うので、そういう市としては避けて通れないと思っております。

また先般、もっと量の多いものを今指示しておるんですよ。検討としては、何かと言うたら、おむつの問題を、これは業界と協議しなくてはいけませんけれども、これが非常に大きなウエートを占めるので、このおむつをちゃんとごみとして重油を使って焚いとったらいけないんで、これをやればかなりの量が減ってくるんじゃないかと。これからも老人

の介護を行って来ると、小さい子のおむつはもとより大人のおむつもふえてくると思います。ここらの調整もしてみたいと思っております。議員御指摘の市でできることはやってみたらどうかということでございますので、これはやるように検討していきたいと思っております。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

入本和男君。

○入本議員 ぜひごみ箱のない分類箱のある安芸高田市の庁舎にしていいただきたいと思っております。我々も家庭で協力をしなきゃいけないわけでございますので、その点については私らもきれいセンターの組合員でもありますし、市長も副管理者でございますので、ごみに関しては非常に管理者以上に関心を持っておられることは前回申しましたとおりでございますので、ぜひ実行に移して、非常に仕事のしやすい環境、また資源ごみに対する熱意を持っていただければと思います。

その次にうたってるのは、これは私も情報を得たわけでございますが、産業会館であったように聞くわけでございますが、小型化の製紙装置で使用済みの用紙を再生する機械があるというふうに聞いたんですが、そうすることによってコピーの再生紙が真っ白いものができるという、多分市のほうも行かれてるかどうかはしませんが、私も直接行ったわけではなくて資料を持ってるだけで直接目にしたわけではないわけですが、やはり機密事項等があるものも非常に、金額とすれば1,500万円ぐらいするものらしいですが、こういうものを導入すれば、よりコピー用紙を再生して高くつくかもわかりませんが、我々とすればCO<sub>2</sub>とか資源の大切さというもののことから考えれば、こういうものを導入すべきではなかろうかと思っておりますが、市長としての考えを伺います。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 小型製紙装置の導入についての御質問でございます。使用済み用紙から再生紙をつくることのできる小型製紙装置導入についての御質問であります。担当課でも非常に興味深い装置のため、先般、11月25日に開催されました「エコ・イノベーションメッセ2011インひろしま」へ担当職員を出張させ、内容について確認してまいったところであります。その装置については、非常にすぐれたもので使用済みのコピー用紙やチラシなどを裁断し、水に溶かし、トナーなどの成分インクを除去し、紙繊維をすいて乾燥し、裁断すると新たなA4用紙が再生されるものです。見学にまいりました職員もその技術については、大変感心しておりましたが、設備導入にかかる費用が約1,450万円、保守点検も含めた年間消耗品費など約38万円が必要となります。また、別途水道料金、電気料金などが必要になると調査しております。10年リースでの導入を検討したところ、設備費年額187万円と保守点検も含めた消耗品費約38万円合計約225万円の導入コストと電気・水道料金が必要となります。導入費用とコピー用紙購入費などを検討したところ、本市で使用する古紙率

70%以上のA4コピー紙の枚数は、年間約453万枚、2,500枚入り1箱が約1,800箱の使用量であります。このコピー用紙の購入金額は、約280万円で、小型製紙装置がつくり出す紙の量は、1時間で約360枚、勤務中の8時間で再生される量は、1日約2,900枚、年間約280箱の用紙、約39万円分が再生されます。金額のみで決めることはできませんが、費用対効果の面から判断しても、設備投資にかかる費用が現段階では、高過ぎるため導入に関しましては、今後の課題とさせていただきたいと考えます。今後も環境課題・資源リサイクルの情報に関しましては、注意深く調査研究してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

入本和男君。

○入本議員 もう既に市のほうも動いておられてさすがだと思うわけですが、和歌山のほうでも既に導入されて、10年ぐらいでほぼ精算できるのではなからうかというデータもありますので、余り早く結論を出さずに、やはり資源ごみの回収の目標がある以上は、そこらの効果も考えてやらないと。それと秘密が守れるという大前提な大きなメリットもあると思うんですね。秘密書類を送るのにはコストが高いとかいろんな問題もあるわけですよ。ただ1枚だけの紙を見るとそういうふうに思われるかもしれませんが、総合的に考えて、資源を灰にするのか、多少かかってもそうした長期的に見て導入すべきかは再度私は検討する余地があると思いますが、そうしないと資源ごみの回収回収と言いながら、せっかく多少高くてついででもそういう目的を達するというコスト面の問題もあるかもわかりませんが、それだけでは済まないと思います。例えば悪いかもわかりませんが、税の滞納で大阪のほうへ3万円とりに行くのに、電車賃使って人件費使っていくというのは、それよりか決算で落としたほうがええじゃないかという結論と置きかえるわけにはいかんかもわかりませんが、現在、CO<sub>2</sub>問題、資源のリサイクルということから考えたら、こういうことはぜひとも私は必要と思いますが、再度、御答弁をお願いします。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただ今の回答しましたのは費用対効果の面で申し上げたんですけど、今後課題として受けとめると言ったのは、今後環境対策とか、その他今の資源化の問題とか、こういう問題を踏まえながら考えていくという意味でございます。もう少し時間をかけて検討していきたいということで、御理解を賜りたいと思います。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

入本和男君。

○入本議員 研究課題と言われましたので、これ以上追及しても答えが出てこないわけでございますので、ぜひとも総合的に循環型で精査したときに安全でそういう処理が自家処理できて再生できるということもありますの

で、どうか前向きに検討をお願いして、次の質問に移ります。

行政嘱託員についてでございますが、行政嘱託員制度では各地でも問題点があるというの、順番制とか高齢化社会問題とかいうものがあります。またそういう問題を解消する上においても、行政嘱託員は地方公務員と位置づけておられますが、本来の仕事は振興会の会長さんが行政嘱託をやられておるケースが非常に多いと私は思うわけでございます。そういう意味も含めまして、一度によーいどんでどうこうはできないかと思いますが、この振興会が行政嘱託員制度の導入ということは市長としてはどのようにお考えかを伺います。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただ今の御質問にお答えいたします。行政嘱託員について、地域振興会が行政嘱託員の業務を受けるよう制度改正できないかという御質問でございます。

議員御指摘のとおり、現在の行政嘱託員制度は、市内にあります499の行政区に、それぞれ一人の嘱託員を、市の非常勤特別職として位置づけ、通知広報という形で行政文書を配布する業務を行っております。しかしながら地域では、高齢化も進む中、いわゆる「嘱託員になり手がない」「他の役職もあわせ負担が多い」など、さまざまな課題があることもお聞きをしております。

行政嘱託員という制度は、合併前に各町にあった同じような制度を「行政嘱託員」という名称で一本化し、継続したものでありまして、各町で違いはあるものの、今では行政文書の配布を通して、ある意味、時には「高齢者等の見守り」であったり、また「地域コミュニティーの醸成機能」であったりする面もあるととらえております。従いまして基本的には、この行政嘱託員制度は、地域の実情も踏まえて必要に応じて補助員を置くなどの措置を講じながら、引き続き維持をしまいたいと考えております。

なお、議員御提案の地域振興会が行政嘱託員を受けることにつきましては、振興会の規模の大小など地域に差があることや、今後、光ファイバーの整備計画もありますので、通知広報など行政情報の伝達方法や内容の見直しも含め、研究をしまいたいと考えておりますので、よろしく御理解を賜りたいと思います。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

入本和男君。

○入本議員 この問題も振興会の問題も続けておるわけでございますが、この問題についても、もうそろそろ現在、自助・公助・共助と言われておる中で、現在の行政嘱託員が本当にしとるかという姿を見たときに、ただすべてとは言いませんが、振興会の会長さんが本来の活動をされております。それで金額にすれば、約5,000万円強なんですよね。その金をもっと有効に使えるというのもこの一つの方法論でもあるわけなんです。現在、

地域では防犯灯とか公衆的なトイレがあるのでその下水代とか、やはり維持管理費も膨らんでおります。人数も減っておるという中で、管理費も出ない状況になってくると。それを振興会が受けるとそういう運用費に回せるし、また余れば先ほど言われましたアジサイでも公園に植えてみようかとか、そういう生きたお金に使えると思うんです。これは市長さんが決断されればできる嘱託員制度でございます。よって我々が発言するよりか、市長が言われます、自分たちができることは自分たちで言われることに関しては回覧を回すだけが現在の仕事であって、本当にここに書いてある業務の仕事をほんとにしとるかと言ったら、全部の人とは言いませんが、行政区の代表者としてですよ、市の担当区、各連絡事項の伝達や届出、調査を取りまとめ報告と書いてあるわけですが、私らの地域ではほとんど振興会の会長さんがしておられます。よって、そういう現状の中、また高齢社会の中でやはり二者択一もできるかと思いますが、いずれかの時点では振興会の方向性に持っていくのが、私はベターだと思うわけでございますが。しかも行政嘱託員で一応公務員でありながら、報酬は年間4,000円ですね。あとの各委員さんをみたら日額7,000円。日額7,000円年額4,000円と。仕事の量とすればどちらが私は多いのか少ないのかわかりませんが、年に1回委員会に出て7,000円もらう人もおれば、月に2回発行して年間4,000円という金額も不公平さもありますが、特色ある振興会の地域づくりにしても、やはり今の振興会は経験も積んでおりますので、その資源を大事にして地域の活性化につながると思うわけでございます。ぜひその点を考慮して、問題点もある中で、今言われました光ファイバーの件についても、ほとんど振興会の会長さんがしてられると思いますよ。そういう点を含めまして、再度、前向きな回答をお願いしたいわけでございますが、答弁をお願いします。

○藤井議長

答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長

この嘱託員制度につきましては、合併前から各市町にあつて伝統のある制度でございます。私が把握している中では、振興会の温度差が非常にあります。議員御指摘のように、スムーズにこれを委託して受けられるところと、またトラブルの起こるところがあると思いますので、もう少し慎重に考えていきたいと思っておりますので、検討として時間をいましていただきたいと思いますので、御理解を賜りたいと思っております。

○藤井議長

以上で答弁を終わります。

入本和男君。

○入本議員

なぜか行政嘱託員の中には「第3条の規定にかかわらず、当分の間、甲田町区域においては行政区ごと」と書いてある項があるんですが、そういうことも含めまして、一律でないということがありますし、将来の市民総ヘルパー構想においても、この振興会を外しては考えられないわけですね。そうするとそこに自分たちの手で自分たちの地域、まちをつくるんだという一つの責任にもなると思うんです。行政の下うけでは

なくて、我々がもやいで、またその資金で地域の弱者、見守り隊とか給食を配食してあげようとか、その地域で小さいきめ細かい自主防衛ができたりするわけですよ。そういう意味に5,000万円という金は大きな役割を果たしてくると思うんですよ。仕事をしながらそういうことも地域でできるという。振興会の会長さんはそういう代行をして、報酬はゼロ。嘱託員は回覧板を月2回で。そういう矛盾したところもありますので、ぜひともこの問題は市長の判断でトップダウンできることでございますので、ぜひとも前向きに検討していただいて、よろしく願いしたいと思います。再度、決意をお願いします。

○藤井議長

答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長

将来の自主防災とかヘルパー構想とか、いろいろな課題が重複すると思います。この問題、そういう課題を踏まえまして、さっきの温度差も踏まえて慎重に前向きに検討していきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○藤井議長

以上で答弁を終わります。

入本和男君。

○入本議員

条例を変えるということは非常に抵抗があるかと思いますが、やはり将来を展望した場合は必ずや鬼にならなくてはならない時期があるかと思いますが。そういう意味では、市長さんの決断を強く要望したものでございます。

次に移ります。11月号の市の広報に、23年度の安芸高田市の仕事の目標というところで、市民総ヘルパー事業のところに、お太助ポイント銀行と、創設の可否を決定しますと書いてあります。非常に私は当初から難しいんじゃないかなと思っておりました。それでただ私はやめなさいと、せっかくいい案でありますので、これを続けるためにはどうするかという方法論もなしに意見できないと思ひまして、先日、サッカーを応援に行ったら、風呂に行ったら300円割引という券が入っておりました。サンフレッチェの応援を雨の中行って、市長さんも花束贈呈で出られてたんですが。それとか私も思わなかったんですが、ふるさと応援の会というのがありますよね。これを見ても、やっぱり湯の森に300円、高宮300円、歴史資料館においてはただで入れるとか、サイクリングターミナルは自転車を300円とか、サンフレッチェでは500円とか、ゴルフ場には500円オフとなった券があるんですね。それとかいろいろありますポイント制のカードがあって、それを地場産業と一体となって使えるほうが、その奉仕を貯金しとっても現在の状況の中で、人口構造の中で果たして振り向いた時に、その貯金が見えるかどうかという不安が非常にあるかと思うんです。それよりか、やはり現在でサービスなんかもボランティアに行っておられる方には代わりにワンポイントあげますよと。ワンポイントあげたら、例えば、ここに例を出したら、商工会でそういう共同して、うちの職員ではマージンが少ないけ、3%割引し

ましようとか。うちは利幅が多少多いので、客数も少ないので1割あげましようとかいうのが、中国新聞も出してるちゅーピークラブのチケットみたいな、店によって全部値引き構成が違うというようなものもあるわけですよ。やはりもう蓄えとって、それを貯金したのを使うというのは、市長さんもすべての案が悪いと言ってるわけではありませんが、方向性を変えてもらうという方が非常に私はありがたいなと思うんです。ボランティアする人もその方がしやすいし、わかりやすいし、利便性も高くなってくるのではなかろうかと思ひまして、今回の質問をしたわけですが、市長さんのお考えを伺ひます。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただ今の質問にお答えをいたします。お太助ポイント銀行についての御質問でございます。

お太助ポイント銀行制度は、新たな互助・共助の形を創出する市民総ヘルパー構想の中の一施策でございます。古くからの「もやい」による住民相互の助け合いの風習を参考に、現在、事業化に向けて検討をしておるところであります。しかしながら、田植え作業などの手間がえと違ひ、介護ボランティア等が行った役務の提供を、将来、その方が介護が必要となったときに、同じように介護という役務で受け取るという方法は、その時期がいつになるのかとか、その時、本当にこのような制度が担保できているのかなど、さまざまな問題・課題が懸念されるるところであります。

従ひまして、当面その方法での実施は困難であると今判断しているところあります。今後は、介護ボランティアなどが行った役務の提供に対してポイントを付与し、その年度ごとに換金または商品券との交換など、他市町の取り組みや、ただ今議員さんの御指摘の提案も参考とさせていただきますながら、安芸高田市独自のお太助ボランティア・ポイント制度について検討を進めてまいりたいと思ひますので、よろしく御理解を賜りたいと思ひます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

入本議員に申し上げます。質問時間が2分を切っておりますので、通告をしておきます。

入本和男君。

○入本議員 当初の市長は日本一でないといけないということでおられましたけど、最近少し包容力をいただいて、いい意見があったら取り入れていくでと言われましたので、我々も一生懸命調査をして提案をしながら、こうして発言をしておるわけですが、介護ですから、できたら湯の森と湯治村の入浴券の割引券ぐらいを出された方が一番ベターかなと思ひたりしておりますので、これも案のうちの一つとしてください。

それで質問時間が終わりになったわけですが、一番、我々が市民に対しての活動に気をつけなくてはならないことは、大阪府の知事

選と市長選ではなかったかと思うわけでございます。やはり目的を持って、独裁政治をなさいと言ったら次はないわけでございますが、3万1,000人というた数字を人口にするためには、こうするんだからがまんはがまん、出すところには出すと。だから自助・共助・公助をわかりやすく市民に知らせて、改革を求めているものが現在の市民ではなかろうかと思えます。ぜひ市長さんも3月の予算編成に向けて、思い切った政策を打ち出され、安芸高田市の人口がよりふえて、生活が豊かになるような環境を、学校も豊かになるような形を要望して、時間がなくなりましたので、終了させていただきます。

○藤井議長 以上で入本和男君の質問を終わります。

これをもって、本日の日程は終了いたしましたので散会いたします。

次回は、12月22日午前10時に再開いたします。大変御苦勞さまでございました。



午後 3時05分 散会



地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員